

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
 【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたものを又はするもの、◇：一時移設又は一時撤去としたものを又はするもの、-：対象施設への該当がないもの。

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	設工認への対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合回申請)	第5次以降	
7-7	<p>1. 建物・構築物の耐震設計 耐震設計の対象とする建物・構築物は、安全機能を有する施設を設置する添5ホの表2に示す建物である。これらの建物・構築物を、以下に示す方針で設計することにより、地震力に十分耐えることができるものとする。(添5-61)</p> <p>添5ホの表2 安全設計の対象施設(添5-62)</p> <p>(12) 建物 加工施設の建物は、屋根防水及び防水性のある外壁仕上げを施したものとす。加工設備本体である化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設は第2加工棟に設置する(加工施設の建物、その構造及び主要な建物内の管理区域区分の表)。(添5-28)</p> <p>図2 加工施設の敷地内建物配置図(P167)</p> <p>図3~9 加工施設の建物内の部屋配置図(P168~174)</p> <p>施設の建物・構築物については、上記の設計に依り耐震性を評価し、必要に応じて耐震補強を要する(耐震補強の詳細については、別添5ホ-1「加工施設の建物の耐震補強計画」について参照)。添5ホの表3に、各建物の耐震強度の評価結果を示す。また添5ホの図1に各建物の配置図を示す。添5ホの表3に示す結果より、各建物の耐震強度は、上述の設計を満足していることを確認した。(P13, 添5-61)</p>	P25~28, P167~174	添5-61, 62	施設設計	○	-	-	○	○	
7-8	<p>別添5ホ-1 加工施設の建物の耐震補強計画について (添5-256)</p> <p>添5ホの表3 加工施設の各建物の耐震強度の評価結果 (添5-63~65)</p> <p>添5ホの図1 加工施設内の各建物の配置 (添5-66)</p> <p>別添5ホ-2 耐震性及び第2階層棟の耐震重要度分類の取組しについて (添5-257, 258)</p>	P13	添5-61, 63~66, 256~258	評価条件/結果	-	-	-	-	-	
7-9	<p>③ 設備・機器の耐震設計法 1) 設備・機器の耐震設計法については、原則として静的設計法を基本とする。(P13)</p> <p>4) 設備・機器の設計に当たっては剛構造となることを基本とし、柔軟な剛構造等適切な方法により設計する。具体的には、「建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人 建築研究所監修)」の「局所震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用し、当該設計用水平震度より算出される地震力と設備・機器に常時作用している荷重を組み合わせた、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同様な安全性を有する応力を許容限界とした設計を行う。なお、剛構造の判断基準は、設備・機器の固有振動数が20Hzより高い固有振動数を有することとする。(P14)</p>	P13, 14	-	施設設計	○	○	-	○	○	
7-10	<p>2) 上位の分類に属するものは、下位の分類に属するもの破損によって波及的破損が生じないようにする。(P13)</p>	P13	-	施設設計	○	○	-	○	○	
7-11	<p>3) 上位の分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位分類の設計法によるものとする。(P13)</p> <p>(3) 耐震設計評価法 ①方針 2) 設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力(以下「一次地震力」という。)を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。(P12)</p>	P13	-	施設設計	○	○	-	○	○	
7-12	<p>③ 設備・機器の耐震設計法 5) 各層ともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は設備・機器が剛構造の場合、地震層せん断力係数Ciに、耐震重要度に応じて前記に示す慣性係数を乗じたものに20%増して算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力とを組み合わせた、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同様な安全性を有する応力を許容限界とする設計とする。(P14)</p> <p>【1次設計】 耐震重要度分類の各類別に、1次設計を実施する。対象の設備・機器の固有振動数が20Hz以上の場合剛構造とし、耐震重要度に応じて建物の耐震設計に用いた慣性係数を20%増して算定した1次地震力を考慮する。当該設備・機器が剛構造とならない場合は、第1類、第2類及び第3類の設備・機器に対してそれぞれ0.06、0.065及び0.06の地震力を考慮する(「建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人 建築研究所監修)」の「局所震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用)。地震力と設備・機器に常時作用している荷重を組み合わせた、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同様な安全性を有する応力を許容限界とする設計を行う。(添5-67)</p>	P12, 14	添5-67	施設設計	○	○	-	○	○	
7-13	<p>(3) 耐震設計評価法 ①方針 3) 第1類の設備・機器については、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。(P13)</p> <p>③ 設備・機器の耐震設計法 6) 第1類については、上記の一次設計に加え、この二次設計に係る二次地震力は、一次地震力に1.5を乗じたものとする。ここで「二次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力とを上回る二次地震力とを組み合わせた、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同様な安全性を有する応力を許容限界とする設計とする。(P14)</p> <p>【2次設計】 耐震重要度第1類の設備・機器は1次設計に加え2次設計を実施する。2次設計に係る2次地震力は、1次地震力に1.5を乗じたものとし、地震力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対して弾性設計を行う。(添5-67)</p>	P13, 14	添5-67	施設設計	○	○	-	○	○	



【凡例】○：対象施設への適合性を確認する。△：「水回りで申請で適合性を確認する」としたものの、△：一時移設又は一時撤去としたもの又ははするもの。○：対象施設への該当がないもの。

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分					備考
				第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	第5次以降	
8-1	(ハ) 津波構造 安全確保を有する施設は、その使用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対しては、防波堤、閉じ込み等の機能を備える設計とする。ここで、大きな影響を及ぼすおそれがある津波には、船舶及びその周辺地域における過去の記録、津波記録の見地調査の結果、最新の科学的技術的知見等を調査し、影響が最も大ききものとして、神奈川県が実施した津波浸水予測において、加工施設の敷地内における浸水浸食が最大となるものを選定する。(P15)	P15	-	○	-	-	○△	○	第4次申請の対象である廃棄物保管場を設置する第1加工棟の津波に対する設計については、第5次申請以降で適合性を確認を行う。
8-2	津波による床上浸水が建築物に到達する場合、津波による荷重（漂流物の衝突による荷重を含む）を上回る強度を有し、津波により建築物が損傷しない設計とする。(P15)	P15	-	○	-	-	○	○	
8-3	津波による床上浸水が重なる場合であっても、建築物に浸食しない高さにより1階床面を設置することを原則とする。(P15)	P15	-	○	-	-	○	○	
8-4	床上浸水による浸水が生じる場合には、燃焼材料等が流出しないよう、必要に応じて容器の閉鎖等の措置を行う。(P15)	P15	添5-69	○	-	-	○	○	
8-5	加工施設への浸水の対策 廃棄物貯蔵庫第2棟の床上浸水の程度は最大0.2mである。同棟1階には廃棄物貯蔵庫を収容する装置（ドラム缶）が設置されているが、当該装置は地震時の転倒や揺れ防止のため鋼製の柱（パレット）に積載した状態で設置されるため、建築物への浸水は防止される。(添5-69)	P15	添5-70, 224	-	-	-	-	-	第1次設計申請の第1-13廃棄物貯蔵庫、第1-14廃棄物貯蔵庫及び第1-15廃棄物貯蔵庫における固体系廃棄物貯蔵庫の固縛については、保安規定に定める管理する。
8-6	床上浸水による浸水が生じる場合には、燃焼材料等が流出しないよう、必要に応じて容器の閉鎖等の措置を行う。(P15)	P15	-	-	-	-	-	-	
8-7	(イ) 敷地内における津波の浸食 加工施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波は、敷地内のその周辺地域における過去の記録、津波記録の見地調査結果、行政機関による過去の記録、最新の科学的技術的知見等を調査し、最も大きな影響を及ぼすおそれがある津波には、船舶及びその周辺地域における過去の記録、津波記録の見地調査の結果、最新の科学的技術的知見等を調査し、影響が最も大ききものとして、神奈川県が実施した津波浸水予測において、加工施設の敷地内における浸水浸食が最大となるものを選定する。(P15)	-	添5-68, 71	-	-	-	-	-	
8-8	(ロ) 加工施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対する設計と対策 津波に対する安全設計の対象とする施設は、敷地内の加工施設であり、津波の被害を受ける地表付近には鉄筋コンクリート製または鉄骨製の脚部があるため、第2階に相当する高さで設置されているため、設計計画の対象外とした。(添5-68)	-	添5-68	-	-	-	-	-	
8-9	1.1 建築物への浸水の影響 日本建築学会の建築物耐震設計・同解説(2015)に依り、津波の最大浸水高が得られている場合の津波高(FDF)をFDFをFDF式で算定する。(添5-68)	-	添5-68, 72	-	-	-	-	-	
8-10	1.2 建築物への津波高の影響 日本建築学会の建築物耐震設計・同解説(2015)に依り、津波の最大浸水高が得られている場合の津波高(FDF)をFDFをFDF式で算定する。(添5-68)	-	添5-68, 73	-	-	-	-	-	
8-10	1.3 設備・機器への浸水の影響 加工施設の内訳は津波高及び漂流物の衝突力及び漂流物の衝突力に対して損傷せず、また廃棄物貯蔵庫第2棟を除いた建築物は床上浸水することはない設計であるため、これらの建築物内に設置された設備・機器への津波の影響はない。床上浸水のおそれがある廃棄物貯蔵庫第2棟については、(8-4)に方針を定める。(添5-69)	-	添5-69	-	-	-	-	-	



【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたものの又はするもの、◇：一時移設又は一時移設又は一時移設又は一時移設としたもの又はするもの、－：対象施設への該当がないもの、

許可No.	記載内容	記載箇所					備考		
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次		第3次	第4次 (合回申請)
8-11	②D搬送路からの搬送中粉未輸送容器的移動 D搬送路は最大0.5m/sの速度で移動する。この速度が予想される時にD搬送路内で粉未輸送容器的の搬送中であった場合は、速やかに当該容器を第2貯蔵庫または第2加工棟に移動、取組する措置を取る。(第5-70) 最大0.5m/sの速度に対して、D搬送路については、搬送中の輸送容器やラン貯蔵容器を第2貯蔵庫に連通する措置をとるため、津波によりこれらが流出することはない。(第5-224)	-	第5-70, 224	保安規定による管理	-	-	-	-	
8-12	外部事象評価にあたって想定する津波の波力に対する廃棄物貯蔵庫第3棟の保有水平耐力は、廃棄物貯蔵庫第2棟と同等以上の設計とする。(第5-73, 224)	-	第5-73, 224	施設設計	-	-	-	-	廃棄物貯蔵庫第3棟については、設工認申請の全体計画(分割申請)とは別に申請を行う予定である。



表1 表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
 【凡例】○：対象施設への適合性を確認する。△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたものを又はするもの。◇：一時移設又は一時撤去としたものを又はするもの。－：対象施設への適合性が無いもの。

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工認への対応状況				備考	
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)		第5次以降
9-1	<p>第五条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 関連</p> <p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止                      安全機能を有する施設は、敷地内で指定される洪水、風 (台風)、竜巻、凍結、陸水、噴雪、落雪、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等の自然現象 (地震及び津波を除く。) にして、その安全機能を損なわない設計とする。                      また、安全機能を有する施設は、敷地及び敷地周辺で想定される飛来物 (航空機落下等)、ゾムの崩落、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電線の断線等の加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象 (故意によるものを除く。以下、人為事象という。) によって、その安全機能を損なわない設計とする。(P15)</p> <p>(4) 外部人為事象に対する考慮                      安全機能を有する施設は、想定される偶発的な外部人為事象によって、加工施設の安全機能を損なうことのない設計とする。(添5-148)</p>	P15	添5-148	基本的考え方	○	○	-	○△	○	第4次申請の対象である落油回収場を設置する第1加工機の外部衝撃に對する設計については、第5次申請以降で適合性を確認を行う。
9-2	<p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止                      設計上考慮すべき事象としては、事象を網羅するため国内外の基準や文献を参考に自然現象及び人為事象を抽出したもののうち、加工施設の敷地内及びその周辺において発生し加工施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある無等を検討した結果、以下を選定した。                      自然現象 (地震及び津波を除く)                      極低温 (凍結)                      陸水 (豪雨)                      噴雪                      火山活動 (降灰等)                      生物学的事象                      洪水                      船舶衝突                      森林火災                      落雪                      人為事象 (内部溢水を除く)                      交通事故 (自動車、鉄道)                      飛来物 (航空機落下)                      自動車の爆発                      敷地外の爆発                      偶発的事象                      近隣工場等の火災 (P15, 16, 添5-75)</p> <p>(2) 想定される自然現象及び人為事象の選定について                      想定される自然現象及び加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの (人為事象) については、設計を考慮するため、次の方針で選定する。                      (1) 事象を網羅するため、下記に示す国内外の基準や文献を参考に自然現象及び人為事象を抽出する。                      1) "Safety of Fuel Cycle Facilities", NS-R-5 Rev. 1, IAEA, 2014/4                      2) "Site Evaluation for Nuclear Installations", NS-R-3 Rev. 1, IAEA, 2016/2                      3) "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plant", SSR-3, IAEA, 2010/4                      4) "PPS Procedure Guide", NRR/CN-2800, NRC, 1981/1                      5) "Addenda to ASME/ANS RA-S-2808 Standard for Level 1 Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications", RA-S-3008, ASME/ANS, 2009/2                      6) "Diversity and Possible Coping Strategies (PDS) Implementation Guide", NEI-12-06 Rev. 0, NEI, 2012/8                      7) "加工施設の位置、構造及び設備の基準に對する規則の解説", 原研技発第161304, 原子力規制委員会, 2016/11</p> <p>(2) 上記(1)で網羅的に抽出した自然現象及び人為事象のうち、加工施設の敷地内及びその周辺において発生し、加工施設に影響を及ぼすおそれがある設計上考慮すべき事象については、添5ト(1)の表1の除外基準に該当するものを除外することで選定を行う。                      上記(1)~(2)に従って選定した結果を添5ト(1)の表2及び表3に示す。(添5-71)</p> <p>添5ト(1)の表1 考慮する事象の除外基準 (添5-71)                      添5ト(1)の表2 設計上考慮する自然現象の選定結果 (添5-76, 77)                      添5ト(1)の表3 設計上考慮する人為事象の選定結果 (添5-77)</p>	P15, 16	添5-74~77	その他説明事項	-	-	-	-	-	
9-3	<p>1) 極低温 (凍結)                      設計上の安全性能の観点から敷地内で想定される極低温に對して、凍結が発生しても安全機能を損なうものではなく、また、必要に応じて断熱材付きの配管を用いるなどの措置を講じる。(P16)</p> <p>(2) 凍結                      気象庁の気象統計情報によれば、敷地周辺における最低気温は、横浜地方気象台で-8.2℃ (1927年1月24日、統計期間: 1896年~2015年)、三浦地気象観測所で-3.8℃ (1982年1月30日、統計期間: 1978年~2015年) である。                      加工施設が55立地する横須賀市の気候は、太平洋側東海・関東等の気候区に属し、三方が海に囲まれているため、比較的温暖な気候となっており、年平均気温は10℃前後であり、凍結により施設が被害を受けることは考えにくい。                      加工施設では、凍結が発生しても安全機能を損なうものではなく、また、必要に応じて断熱材付きの配管を用いるなどの措置を講じる。(添5-97)</p>	P16	添5-97	施設設計 (一部詳細条件/結果)	○	-	-	○	○	



表1 表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
 表1 表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
 表1 表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
 表1 表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	設工認への対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合回申請)	第5次以降	
9-9	<p>生物学的影響                      外周から供給される水は、地下にある公共の水道管を通じて供給されるため、水生動物(海苔、貝、魚、水母等)の生物学上の影響を受ける可能性は低いと見られる。水生動物の侵入を防止する構造とし、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>地盤沈下                      地盤沈下による外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>安全地盤への影響                      安全地盤への影響を受ける可能性は低いと見られる。一方、外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>生物学的影響                      生物学的影響を受ける可能性は低いと見られる。一方、外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>生物学的影響                      生物学的影響を受ける可能性は低いと見られる。一方、外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p>	P17	(添5-99)	保安規定による管理	-	-	-	-	-	
9-10	<p>洪水                      加工施設は、外周から供給される水は、地下にある公共の水道管を通じて供給されることとする。水生動物(海苔、貝、魚、水母等)の生物学上の影響を受ける可能性は低いと見られる。水生動物の侵入を防止する構造とし、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>地盤沈下                      地盤沈下による外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>安全地盤への影響                      安全地盤への影響を受ける可能性は低いと見られる。一方、外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>生物学的影響                      生物学的影響を受ける可能性は低いと見られる。一方、外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>生物学的影響                      生物学的影響を受ける可能性は低いと見られる。一方、外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p>	P17	添5-79	施設設計(一部評価条件/結果)	○	-	-	○	○	
9-101	<p>洪水                      加工施設は、外周から供給される水は、地下にある公共の水道管を通じて供給されることとする。水生動物(海苔、貝、魚、水母等)の生物学上の影響を受ける可能性は低いと見られる。水生動物の侵入を防止する構造とし、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>地盤沈下                      地盤沈下による外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>安全地盤への影響                      安全地盤への影響を受ける可能性は低いと見られる。一方、外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>生物学的影響                      生物学的影響を受ける可能性は低いと見られる。一方、外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p> <p>生物学的影響                      生物学的影響を受ける可能性は低いと見られる。一方、外周からの水質悪化を受け、定期的な点検、清掃、交換を実施することとする。</p>	P17	添5-80, 添5-91~94, 添5-259~278	評価条件/結果	-	-	-	-	-	



【凡例】○：対象施設への適合性を確認したものの又は行わないもの、△：(a)と同様の申請で適合性を確認したものの又は行わないもの、◇：一時移設又は一時撤去したもの又は行わないもの、－：対象施設への該当がないもの、－：対象施設への該当がないもの。

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工後の対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	第5次以降	
9-102	<p>2.1 飛来物の認定 加工施設周辺にてウォークダウンを実施（別添ト-3）し、構内及び隣接地域に存在する主要物体並びにガイトに記録の飛来物例を添5ト(ハ)の表2にまとめた。 添5ト(ハ)の表2に記載の物体について、F1電巻（速度0.0m/s）の条件下での飛来物発生を考慮した。飛来物詳細については、電力中央研究所が開発した飛来物解析ソフトウェア（TRAVIS）を用いた。また、TRAVISで解析する際の電巻風速場には、アンダモデル（001-77モデル）を選択した。風速場としてアンダモデルを使用することの妥当性については別添ト-4に示す。飛来物詳細の形成を添5ト(ハ)の表2に併せて示す。 飛来物解析の結果、飛来物距離が長いものはプレハブ小屋等（飛来高さ3.3m）、プレハブ小屋で3.7m（飛来高さ2.8m）であった。車両線はわずかに傾斜しているという結果となった。プレハブ小屋については、加工施設敷地内にあるものは固壁等の飛来物防止対策をとるが、敷地外にあるものは固壁等があるため、両者の両面壁面重量が大きなプレハブ小屋の値（1888N、別添ト-5参照）を用いて、建物の構造健全性を評価した。（添5-81）</p> <p>添5ト(ハ)の表2 ウォークダウンの結果選定した飛来物物体と飛来解析結果（添5-86）</p> <p>別添ト-3 加工施設周辺のウォークダウンについて（添5-274）</p> <p>別添ト-4 アンダモデルについて（添5-279）</p> <p>別添ト-5 飛来物の衝撃荷重について（添5-283）</p>	-	添5-81, 80, 274~284	評価条件/結果	-	-	-	-	-	-
9-103	<p>電巻に対して、安全機能を有する施設が安全機能を有することがないよう、加工施設の耐電巻設計について次の方針を満足するように行う。 (a) 建物は設計評価用電巻による電巻荷重を上回る強度を有し、原則として電巻により建物が倒壊しない設計とする。（P17）</p> <p>2.2.1 電巻荷重と建物の保有水平耐力との比較 F1電巻の各種特性値を、ガイトを参考に算出し、建物に負荷される電巻荷重を算出する。 電巻荷重と建物の保有水平耐力との比較の結果を添5ト(ハ)の表3に示す。D輸送路及び動力棟（第2期）を除いて、各建物とも余裕を持って建物の構造健全性は維持され、損傷しない設計であることを確認した。D輸送路及び動力棟（第2期）については、飛来物の衝撃荷重を考慮すると余裕の無い結果となったため、衝撃荷重を考慮しない場合の結果を示す。これらの建物への飛来物への衝突防止対策については添5ト(ハ)3.1項(9-106)に示す。（添5-81, 82）</p> <p>添5ト(ハ)の表3 各建物の保有水平耐力とF1電巻による電巻荷重との比較（添5-87）</p>	P17	添5-81, 82, 87	施設設計（一部評価条件/結果）	○	-	○	○	○	○
9-104	<p>電巻に対して、安全機能を有する施設が安全機能を有することがないよう、加工施設の耐電巻設計について次の方針を満足するように行う。 (b) 建物の一部に損傷が生じる場合には、燃焼材料質又は燃焼材料質に汚染されたものが飛来物として施設外へ飛散しないよう、警報の周知等の措置を行う。（P18）</p> <p>2.2.2 飛来物による壁への貫通詳細 設計飛来物の燃焼エンタール値は、最大水蒸気速度において、燃焼速度を用いて算入を求め、これをkg/m<sup>2</sup>に代入して貫通限界値を求め、建物の外壁厚さと比較する。なお、飛来の可能性のある物体（プレハブ小屋）の飛来高さは傾斜角度であるため、傾斜材との衝突は想定しない。 飛来物（プレハブ小屋）の衝突による貫通限界厚さと、第2加工棟、第2貯蔵棟、飛来物貯蔵棟第2棟及び飛来物貯蔵棟第3棟の外壁厚さを比較して添5ト(ハ)の表4に示すように、飛来物の貫通は生じない設計であることを確認した。 第1加工棟、各輸送路及び動力棟については、外壁が前記建物のように強固な耐電巻のように強固な耐電巻ではないことを考慮し、飛来物が建物に衝突しないよう防護措置をとる。（添5-82, 83）</p>	P18	添5-82, 83, 87	施設設計（一部評価条件/結果）	○	-	-	○	○	○
9-105	<p>2. 設計評価用電巻（F1電巻）に対する設計 設計評価用電巻（F1電巻）に対する安全設計の対象とする施設は、敷地内の加工施設全体であり、添5ホの「健康に対する安全設計」の対象とする施設と同じである。（添5-80, 81）</p> <p>2.3 設備・機器の設計 第2加工棟、第2貯蔵棟、飛来物貯蔵棟第2棟及び飛来物貯蔵棟第3棟は電巻荷重及び飛来物により損傷しないため、これらの建物内に設置される設備・機器については、飛来物による損傷のおそれがある第1加工棟、各輸送路及び動力棟の内部に設置される設備・機器について、次項(9-106)に示す対策により建物の損傷が防止されるため、電巻の影響はない。（添5-83）</p> <p>3.1 第1加工棟、各輸送路及び動力棟への飛来物の衝突に対する対策 第1加工棟、各輸送路及び動力棟については、F1電巻時の敷地内からのプレハブ小屋等の飛来物の衝突を防止するため、敷地境界付近に電巻防護フェンス（金網）等を設置して防護する設計とする。プレハブ小屋の運動エネルギーは約190kJとなるため、設置する電巻防護フェンス等の仕様は、このエネルギーを吸収するものとする。電巻防護フェンス等の高さは対象とする飛来物の飛来高さを考慮し、5m程度とする。なお添5ト(ハ)の図5の設置範囲には既設のフェンスや壁等があるが、詳細設計により既設フェンスや壁等も利用可能と判断される部分があれば、それらも利用した設計とする。（P126, 添5-83）</p> <p>添5ト(ハ)の図5 電巻防護フェンスと電巻防護ネットの設置範囲（添5-96）</p>	-	添5-80, 81, 83	その他説明事項	-	-	-	-	-	-
9-106	<p>添5ト(ハ)の図5 電巻防護フェンスと電巻防護ネットの設置範囲（添5-96）</p>	P126	添5-83, 95	施設設計	-	-	-	△	○	○











添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工認への対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	第5次以降	
9-203 (続き)	<p>【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：1回以降の申請で適合性を確認するもの又は行うもの、◇：一時後戻り又は一時後戻りしたものの又は行うもの、一：対象施設への該当がないもの。</p> <p>【本件に関する影響】                      1. 加工工程の変更による影響                      (1) 加工工程の変更による影響                      (2) 加工工程の変更による影響                      (3) 加工工程の変更による影響                      (4) 加工工程の変更による影響                      (5) 加工工程の変更による影響                      (6) 加工工程の変更による影響                      (7) 加工工程の変更による影響                      (8) 加工工程の変更による影響                      (9) 加工工程の変更による影響                      (10) 加工工程の変更による影響                      (11) 加工工程の変更による影響                      (12) 加工工程の変更による影響                      (13) 加工工程の変更による影響                      (14) 加工工程の変更による影響                      (15) 加工工程の変更による影響                      (16) 加工工程の変更による影響                      (17) 加工工程の変更による影響                      (18) 加工工程の変更による影響                      (19) 加工工程の変更による影響                      (20) 加工工程の変更による影響                      (21) 加工工程の変更による影響                      (22) 加工工程の変更による影響                      (23) 加工工程の変更による影響                      (24) 加工工程の変更による影響                      (25) 加工工程の変更による影響                      (26) 加工工程の変更による影響                      (27) 加工工程の変更による影響                      (28) 加工工程の変更による影響                      (29) 加工工程の変更による影響                      (30) 加工工程の変更による影響                      (31) 加工工程の変更による影響                      (32) 加工工程の変更による影響                      (33) 加工工程の変更による影響                      (34) 加工工程の変更による影響                      (35) 加工工程の変更による影響                      (36) 加工工程の変更による影響                      (37) 加工工程の変更による影響                      (38) 加工工程の変更による影響                      (39) 加工工程の変更による影響                      (40) 加工工程の変更による影響                      (41) 加工工程の変更による影響                      (42) 加工工程の変更による影響                      (43) 加工工程の変更による影響                      (44) 加工工程の変更による影響                      (45) 加工工程の変更による影響                      (46) 加工工程の変更による影響                      (47) 加工工程の変更による影響                      (48) 加工工程の変更による影響                      (49) 加工工程の変更による影響                      (50) 加工工程の変更による影響                      (51) 加工工程の変更による影響                      (52) 加工工程の変更による影響                      (53) 加工工程の変更による影響                      (54) 加工工程の変更による影響                      (55) 加工工程の変更による影響                      (56) 加工工程の変更による影響                      (57) 加工工程の変更による影響                      (58) 加工工程の変更による影響                      (59) 加工工程の変更による影響                      (60) 加工工程の変更による影響                      (61) 加工工程の変更による影響                      (62) 加工工程の変更による影響                      (63) 加工工程の変更による影響                      (64) 加工工程の変更による影響                      (65) 加工工程の変更による影響                      (66) 加工工程の変更による影響                      (67) 加工工程の変更による影響                      (68) 加工工程の変更による影響                      (69) 加工工程の変更による影響                      (70) 加工工程の変更による影響                      (71) 加工工程の変更による影響                      (72) 加工工程の変更による影響                      (73) 加工工程の変更による影響                      (74) 加工工程の変更による影響                      (75) 加工工程の変更による影響                      (76) 加工工程の変更による影響                      (77) 加工工程の変更による影響                      (78) 加工工程の変更による影響                      (79) 加工工程の変更による影響                      (80) 加工工程の変更による影響                      (81) 加工工程の変更による影響                      (82) 加工工程の変更による影響                      (83) 加工工程の変更による影響                      (84) 加工工程の変更による影響                      (85) 加工工程の変更による影響                      (86) 加工工程の変更による影響                      (87) 加工工程の変更による影響                      (88) 加工工程の変更による影響                      (89) 加工工程の変更による影響                      (90) 加工工程の変更による影響                      (91) 加工工程の変更による影響                      (92) 加工工程の変更による影響                      (93) 加工工程の変更による影響                      (94) 加工工程の変更による影響                      (95) 加工工程の変更による影響                      (96) 加工工程の変更による影響                      (97) 加工工程の変更による影響                      (98) 加工工程の変更による影響                      (99) 加工工程の変更による影響                      (100) 加工工程の変更による影響</p>									





添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	設工認への対応状況				備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	
第十條	加工施設への人の不法な侵入等の防止) 関連 (1) 人の不法な侵入の防止 加工施設で仕留区域または立入制限区域を設け、その境界に人の不法な侵入が困難な構造のコンクリート製の壁、十分な高さを有した細網の構造を設ける。(P20) 立入制限区域に柵等を設置する。(P20) 加工施設は、安全機能を有する施設に對する第三者の不法な接近等に対し、これを防制するため、適切な措置を講じている。(添5-148) (2) 人の不法な侵入の防止 加工施設で仕留区域または立入制限区域を設け、その境界に人の不法な侵入が困難な構造のコンクリート製の壁、十分な高さを有した柵等の設置により区域画した区域管理を実施している。(添5-172) 加工施設には、機軸を物質の防護のための区域を設定し、各区域境界において不法な侵入等を防止するための設備を設置している。(添5-172) 加工施設で定められている区域の標を添5リ(2)の図1(添5-173)に示す。また、各区域境界における不法な侵入等の防止設備の概要を添5リ(2)の表1(添5-174)に示す。(添5-174)	P20	添5-148, 172 添5-174	保安規定による管理	-	-	-	-	-
10-1	(2) 人の不法な侵入の防止 加工施設で仕留区域または立入制限区域を設け、その境界に人の不法な侵入が困難な構造のコンクリート製の壁、十分な高さを有した柵等の設置により区域画した区域管理を実施している。(添5-172) 加工施設には、機軸を物質の防護のための区域を設定し、各区域境界において不法な侵入等を防止するための設備を設置している。(添5-172) 加工施設で定められている区域の標を添5リ(2)の図1(添5-173)に示す。また、各区域境界における不法な侵入等の防止設備の概要を添5リ(2)の表1(添5-174)に示す。(添5-174)	P20	添5-148, 172 添5-174	保安規定による管理	-	-	-	-	-
10-2	不法な侵入等の防止設備の機能を維持するため点検、保守管理を実施する。(P20) 不法な侵入等を防止するための設備の機能を維持するため、点検及び保守管理の手順を定めて実施している。(添5-172)	P20	添5-172	保安規定による管理	-	-	-	-	-
10-3	加工施設の周辺を定期的に点検する。(P20) 立入制限区域を巡視する。(P20)	P20	添5-172	保安規定による管理	-	-	-	-	-
10-4	加工施設の周辺を定期的に点検する。(P20) 立入制限区域を巡視する。(P20)	P20	添5-172	保安規定による管理	-	-	-	-	-
10-5	加工施設の周辺を定期的に点検する。(P20) 立入制限区域を巡視する。(P20)	P20	添5-172	保安規定による管理	-	-	-	-	-
10-6	加工施設の周辺を定期的に点検する。(P20) 立入制限区域を巡視する。(P20)	P20	添5-172	保安規定による管理	-	-	-	-	-
10-7	加工施設の周辺を定期的に点検する。(P20) 立入制限区域を巡視する。(P20)	P20	添5-172	保安規定による管理	-	-	-	-	-
10-8	加工施設の周辺を定期的に点検する。(P20) 立入制限区域を巡視する。(P20)	P20	添5-172	保安規定による管理	-	-	-	-	-
10-9	加工施設の周辺を定期的に点検する。(P20) 立入制限区域を巡視する。(P20)	P20	添5-172	保安規定による管理	-	-	-	-	-





表1 表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
 表1 表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
 表1 表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	設工認への対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合用申請)	第5次以降	
11-1	<p>第十一條 (溢水による周囲の汚染) 四項                      (3) 溢水による周囲の汚染防止                      加工施設において溢水が発生した場合においても漏洩防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、前治水設計について次の方針を満足するように行う。(P20, 添5-175)</p>	P20	添5-175	基本的考え方	○	○	○	○	○	
11-2	<p>(b) 溢水経路を考慮した溢水漏からの溢水が発生しても、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)                      (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点                      (g) 溢水による閉じ込め機能喪失防止                      (h) 溢水の水位抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽からも高水側から溢水ポンプについては、大曲率時に溢水に主眼を置く。(添5-199)</p>	P21	添5-175, 199	施設設計 (一部保安規定による管理)	○	○	○	○	○	
11-3	<p>(b) 溢水経路を考慮した溢水漏からの溢水が発生しても、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)                      (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点                      (g) 溢水による閉じ込め機能喪失防止                      (h) 溢水の水位抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽からも高水側から溢水ポンプについては、大曲率時に溢水に主眼を置く。(添5-199)</p>	P21	添5-175, 199	施設設計	○	○	○	○	○	
11-4	<p>(b) 溢水経路を考慮した溢水漏からの溢水が発生しても、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)                      (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点                      (g) 溢水による閉じ込め機能喪失防止                      (h) 溢水の水位抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽からも高水側から溢水ポンプについては、大曲率時に溢水に主眼を置く。(添5-199)</p>	P21	添5-175, 199	施設設計	○	○	○	○	○	
11-5	<p>(b) 溢水経路を考慮した溢水漏からの溢水が発生しても、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)                      (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点                      (g) 溢水による閉じ込め機能喪失防止                      (h) 溢水の水位抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽からも高水側から溢水ポンプについては、大曲率時に溢水に主眼を置く。(添5-199)</p>	P21	添5-175, 199	施設設計	○	○	○	○	○	
11-6	<p>(b) 溢水経路を考慮した溢水漏からの溢水が発生しても、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)                      (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点                      (g) 溢水による閉じ込め機能喪失防止                      (h) 溢水の水位抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽からも高水側から溢水ポンプについては、大曲率時に溢水に主眼を置く。(添5-199)</p>	P21	添5-175, 199	施設設計	○	○	○	○	○	
11-7	<p>(b) 溢水経路を考慮した溢水漏からの溢水が発生しても、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)                      (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点                      (g) 溢水による閉じ込め機能喪失防止                      (h) 溢水の水位抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽からも高水側から溢水ポンプについては、大曲率時に溢水に主眼を置く。(添5-199)</p>	P21	添5-175, 199	施設設計	○	○	○	○	○	
11-8	<p>(b) 溢水経路を考慮した溢水漏からの溢水が発生しても、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)                      (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点                      (g) 溢水による閉じ込め機能喪失防止                      (h) 溢水の水位抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽からも高水側から溢水ポンプについては、大曲率時に溢水に主眼を置く。(添5-199)</p>	P21	添5-175, 199	施設設計	○	○	○	○	○	

【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「水田区域の申請で適合性を確認する」としたものを又とするもの、◇：一時移設又は一時撤去としたものを又とするもの、－：対象施設への該当がないもの、－：対象施設への該当がないもの。

許可No.	記載内容		記載区分	竣工後の対応状況					備考
	本文	添付書類		第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	第5次以降	
11-9	<p>(b) 溢水経路を考慮した溢水幅からの溢水が発生しても、加工施設の防護対象が溢水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外側(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)</p> <p>(4) 緊急設備 設置場所 主要な機器の種類 側放 第1加工棟 漏水検知器 1式 (P126) 第2加工棟 漏水検知器 1式 (P126)</p> <p>(2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 溢水による閉じ込め機能喪失防止 (5) 溢水の拡大防止のため、必要な箇所へ漏えい検知器を設置する。(添5-199)</p>	P21, 126 添5-175, 199	△	-	-	-	○		
11-10	<p>(b) 溢水経路を考慮した溢水幅からの溢水が発生しても、加工施設の防護対象が溢水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外側(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)</p> <p>(4) 緊急設備 設置場所 主要な機器の種類 側放 第1加工棟 内部溢水防水基 1式 第2加工棟 内部溢水防水基 1式 (P120)</p> <p>(2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 溢水による閉じ込め機能喪失防止 第1種管理区域と外側(非管理区域、建物外含む)との原については、下記⑨により、溢水の外部への流出を防止し、閉じ込め機能を維持する設計とする。 ⑨ 溢水の第1種管理区域の外側(非管理区域、建物外含む)への流出防止のため、外部との原について、防水板等の障壁を設置する。(添5-199)</p>	P21, 126 添5-175, 199	△	-	-	-	○		
11-11	<p>(b) 被水を原因とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置し、大絶縁時において電流を遮断する。(P21)</p> <p>(5) 被水による機能喪失防止 ⑤ 被水を原因とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置し、大絶縁時において電流を遮断する。(添5-200)</p>	P21 添5-200	○	○	-	-	○		
11-12	<p>(d) 溢水幅からの被水によっても、閉じ込め機能を保持できるよう防護対象への被水防護カバー又はシール処置を施すこと等を課じ(添5-175)</p> <p>(b) 被水による機能喪失防止 下記①～⑤の設計及び対策により、被水に対して、防護対象の安全機能を維持する設計とする。 ① 非密閉機器部材を取り取り部材においてスプリンクラーを使用しない。(添5-200)</p>	P21 添5-175, 200	○	-	-	-	○		
11-13	<p>(1) 被水に対する風車安全設計 また、被水による影響を考慮し、非密閉の可燃性物質を使用する設備・機器において、ブリーチ等の開口部から可燃性物質が溢水するおそれのある箇所については、配管又は設備に防護カバーを設置する。 ③ 漏れ気配検知及び遮断装置において、被水により水が浸入するおそれのある箇所については、防護対象の配管等に開口部にシール処置する。(添5-200)</p>	P21 添5-175, 199, 200	-	-	-	-	-	第1次から第4次竣工申請の設備で非密閉の可燃性物質を使用する設備・機器における防護カバーの設置及びシールの措置については、保安規定に定めて管理する。	

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する設工認への対応状況  
添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する設工認への対応状況  
添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する設工認への対応状況  
添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する設工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類 (添5-175, 200)	記載区分	設工認への対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合回申請)	第5次以降	
11-14	<p>(3) 漏水による機器の防止 加工施設において漏水が発生した場合においても漏洩防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、漏洩水設計について次の方針を適用するように行う。 (a) 蒸気漏えい時に、該当区画の給排水設備を停止する。(P21)</p> <p>(c) 内部漏れに対する考慮 1. 漏水に関する設計の方針 計可基準第11条(漏水による損傷の防止)に基づき、漏洩防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、加工施設の漏洩水設計について次の方針を適用するように行う。 (d) 蒸気漏えい時には、該当区画の給排水設備を停止する。(添5-175)</p> <p>(e) 蒸気による安全機能喪失の防止 正原(2)への設計及び改修は、蒸気に対して、防護対象への影響を防止する。 (f) 蒸気漏えい時には、該当区画の給排水設備を停止する。(添5-200)</p> <p>② 蒸気配管を管理区域を迂回して各管理区域へ接続する。(添5-200)</p> <p>上述の設計方針に加え、より高い水準で放射線被ばくリスクを低減するために、「原子力発電所の内部は本影響評価ガイド」を参考にしたうえで、機器の破損等により生じる漏水、加工施設内で生じる異常状態(火災を含む)の拡大防止のために設置される系統からの放水による漏水、全ての給排水源の共通要因による破損を想定した給水(地震に起因する機器の破損等により生じる漏水)について影響を評価し、漏洩防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないことを確認する。(P21)</p> <p>上記(6)～(d)の設計方針に加え、より高い水準で放射線被ばくリスクを低減するために、「原子力発電所の内部は本影響評価ガイド」(以下、「ガイド」という。)を参考にしながら、全ての給排水源の共通要因による破損を想定した給水について影響を評価し、漏洩防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないことを確認する。(添5-175)</p>	P21	添5-175, 200	施設設計(一部保安規定による管理)	-	-	-	-	○	
11-15	<p>(4) 緊急設備 設置場所 主要な機器の種類 備載 屋外 給水ポンプ自動停止装置 1式 (P126) 第2加工棟屋上 高架水槽自動供給遮断弁 1式</p> <p>(2) 放水に対する閉じ込め機能の観点 (6) 放水による閉じ込め機能の防止 ① 放水による水位抑制及び放水重量抑制を目的とし、①～③の設計とする。 ② 放水による水位抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽から高架水槽及び配管・機器への給水ポンプについては、大地震時に自動停止させる機能を設置する。 ③ 放水重量抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽から高架水槽及び配管・機器への給水ポンプについては、大地震時に自動停止させる機能を設置する。 ④ 放水重量抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽から高架水槽及び配管・機器への給水ポンプについては、大地震時に自動停止させる機能を設置する。 ⑤ 放水重量抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽から高架水槽及び配管・機器への給水ポンプについては、大地震時に自動停止させる機能を設置する。 ⑥ 放水重量抑制のため、地上もしくは地下に設置された受水槽から高架水槽及び配管・機器への給水ポンプについては、大地震時に自動停止させる機能を設置する。</p> <p>【給水設備の条件(考慮する給水)】 2. 給水設備条件の設定 (1) 考慮する給水 (イ) ガイドを参考に、以下の給水を考慮することとした。 ① 機器の破損等により生じる給水 ② 加工施設内で生じる異常状態(火災を含む)による給水 ③ 地震に起因する機器の破損等により生じる給水(全ての給水源の共通要因による破損を想定) (添5-175)</p>	P21, 126	添5-175, 200	施設設計	○	△	-	-	○	第1次申請で次回以降確認とした。第2加工棟の給水量抑制に係る機能については第5次申請以降で給水ポンプ自動停止装置及び高架水槽自動供給遮断弁を申請した際に適合性確認を行う。
11-16	<p>【給水設備の条件(考慮する給水)】 2. 給水設備条件の設定 (1) 考慮する給水 (イ) ガイドを参考に、以下の給水を考慮することとした。 ① 機器の破損等により生じる給水 ② 加工施設内で生じる異常状態(火災を含む)による給水 ③ 地震に起因する機器の破損等により生じる給水(全ての給水源の共通要因による破損を想定) (添5-175)</p>	-	添5-175	評価条件/結果	-	-	-	-	-	
11-17	<p>【給水設備の条件(考慮する給水)】 2. 給水設備条件の設定 (1) 考慮する給水 (イ) ガイドを参考に、以下の給水を考慮することとした。 ① 機器の破損等により生じる給水 ② 加工施設内で生じる異常状態(火災を含む)による給水 ③ 地震に起因する機器の破損等により生じる給水(全ての給水源の共通要因による破損を想定) (添5-175)</p>	-	添5-175～177	評価条件/結果	-	-	-	-	-	





添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対称状況  
 【凡例】○：対象施設への適合確認を行ったもの又は行うもの、△：「水田以降の申請で適合性を確認する」としたものを又とするもの、◇：一時移設又は一時撤去としたものを又とするもの、－：対象施設への該当がないもの、

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工認への対称状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合回申請)	第5次以降	
11-20	<p>【排水設備の条件(排水管路)】                      ① 排水管路の設置                      ② 排水設備の設置                      ③ 排水設備の設置                      ④ 排水設備の設置                      ⑤ 排水設備の設置                      ⑥ 排水設備の設置                      ⑦ 排水設備の設置                      ⑧ 排水設備の設置                      ⑨ 排水設備の設置                      ⑩ 排水設備の設置                      ⑪ 排水設備の設置                      ⑫ 排水設備の設置                      ⑬ 排水設備の設置                      ⑭ 排水設備の設置                      ⑮ 排水設備の設置                      ⑯ 排水設備の設置                      ⑰ 排水設備の設置                      ⑱ 排水設備の設置                      ⑲ 排水設備の設置                      ⑳ 排水設備の設置                      ㉑ 排水設備の設置                      ㉒ 排水設備の設置                      ㉓ 排水設備の設置                      ㉔ 排水設備の設置                      ㉕ 排水設備の設置                      ㉖ 排水設備の設置                      ㉗ 排水設備の設置                      ㉘ 排水設備の設置                      ㉙ 排水設備の設置                      ㉚ 排水設備の設置                      ㉛ 排水設備の設置                      ㉜ 排水設備の設置                      ㉝ 排水設備の設置                      ㉞ 排水設備の設置                      ㉟ 排水設備の設置                      ㊱ 排水設備の設置                      ㊲ 排水設備の設置                      ㊳ 排水設備の設置                      ㊴ 排水設備の設置                      ㊵ 排水設備の設置                      ㊶ 排水設備の設置                      ㊷ 排水設備の設置                      ㊸ 排水設備の設置                      ㊹ 排水設備の設置                      ㊺ 排水設備の設置                      ㊻ 排水設備の設置                      ㊼ 排水設備の設置                      ㊽ 排水設備の設置                      ㊾ 排水設備の設置                      ㊿ 排水設備の設置</p>	-	添5-185、186 355-357	評価条件/結果	-	-	-	-	-	-

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工認への対応状況					備考					
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合回申請)	第5次以降						
11-21	<p>【添付書類の添付(溢水経路)】</p> <p>2. 溢水評価条件の設定</p> <p>(a) 溢水経路の設定</p> <p>完了済を要し、防護対象機器の存在する溢水防護区画の水位が最も高く(当該溢水区画に流出する水量は多く、排出する流量は少なくなるよう)に設定)なるよう保守的に溢水経路を設定した。(添5-185)</p> <p>(b) 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路</p> <p>(i) 床ドレン</p> <p>評価対象区画の床ドレン配管が他の区画となつていている場合であつて、他の区画の溢水水位が評価対象区画より高い場合は、水位差によつて発生する流入量を考慮した。</p> <p>(ii) 天井面開口部及び天井貫通部</p> <p>評価対象区画の天井面に開口部又は天井貫通部がある場合は、上部の区画で発生した溢水水量の全量が流入するものとした。階間等を通して流入する量については、階下に階段等が連続していれば、階下にただちに流出していくものと考えられるが、保守的に漏れしないうものとした。</p> <p>(c) 配気通路</p> <p>評価対象区画の境界部に貫通部が設置されている場合であつても、当該区画の排水は考慮しないものとした。(添5-185, 186)</p> <p>(d) 扉</p> <p>評価対象区画の扉が設置されている場合は、扉室との水位差によつて発生する流入量を考慮した。第1種管理区域と外部との扉については、溢水の外部への流出を防止する防水板等の設置するため、流入量を考慮しない。</p> <p>(e) 排水設備</p> <p>評価対象区画に排水設備が設置されている場合であつても、当該区画の排水は考慮しないものとした。(添5-185, 186)</p> <p>ここで、床面開口部及び天井貫通部である階段と、扉との組み合わせについては、下記の設定とした。</p> <p>・下階への階段に扉が設置されている場合、扉がランエントライト仕様であるため、扉から溢水が流出し、階段を經由して下階に流れることとなるが、階段と扉の組み合わせとして保守的に、下階への流出を考慮しない。</p> <p>・下階への階段に扉が設置されていない場合、流出を妨げるものがないため、階段を經由して下階に並やかに流出することから、下階(非管理区域、第1-2空調機室)のみ。</p> <p>これらの考え方を添5リ(ロ)の表2-7(添5-187)に示す。</p> <p>以上で考慮した、床面開口部(天井面開口部)及び天井貫通部(天井開口部)、壁貫通部並びに扉は、別添リ(ロ)-3(添5-352, 353)に示したものであり、各治水源が影響しうる範囲は添5リ(ロ)の表2-8(添5-188, 189)に示すとおりとなる。</p>	-	-	-	-	-	-	添5-185~189, 352, 353	評価条件/結果	-	-	-	-	-	-
11-22	<p>3. 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水影響評価</p> <p>2. の溢水評価条件に基づき、溢水、被水及び蒸気による影響評価を行った。</p> <p>(1) 溢水による影響評価</p> <p>(ロ)の表3-1(添5-192)に示す。</p> <p>仮に水位の変動として水位の2倍を考慮して、水位の2倍の値を溢水許容高さと比較したとしても、添5リ(ロ)の表3-1に示すように、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水において、水位が溢水許容高さを下回り、防護対象の安全機能は維持される。地震に起因する機器の破損等により生じる溢水において、水位が溢水許容高さを下回り、防護対象の安全機能は維持されるが、より安全性を向上させるため、商業水槽等の容量削減または配管経路の変更を図るものとする。(添5-190, 191)</p> <p>(2) 被水による影響評価</p> <p>影響評価に用いる条件評価の漏出は、防護対象が設置された区画(室)に対して行ったが、漏れ距離によらず、溢水となる配管等が設置されている第2加工棟3階(第1種管理区域の第2フロア等)を除いて、防護対象に被水防護処置を実施することにより、安全機能を維持する。(添5-193)</p> <p>(3) 蒸気による影響評価(添5-195)</p> <p>給排気設備及び換気口の被水対策を実施する区画は添5リ(ロ)の図3-1に示す。(添5-194)</p> <p>非管理区域である第1-1空調機室、第1-2空調機室、第1-3空調機室及び第2空調機室には蒸気配管を設置しているため、各区画(室)に設置している給排気設備は影響を受ける可能性がある。</p> <p>このため、当該区画で蒸気配管が設置しないう場合は、直ちに給排気設備を停止し蒸気を防止する。</p> <p>なお、実効は、蒸気配管が管理区域の一部を通過している箇所があるが、事後は、管理区域を迂回して各空調機室に接続し管理区域での蒸気の影響を防止する。(添5-195)</p>	-	-	-	-	-	-	添5-190~195	評価条件/結果	-	-	-	-	-	



添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する竣工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する竣工認への対応状況  
 △：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたものを又はするもの、◇：一時後戻り又は一時中止したもの、○：対象施設への該当がないもの、－：対象施設への該当がないもの。

許可No.	記載内容		記載区分	竣工認への対応状況					備考
	本文	添付書類		第1次	第2次	第3次	第4次 (合回申請)	第5次以降	
11-23	<p>4. 一系統における単一の溢水影響評価</p> <p>(1) 溢水評価条件の設定 (添5-195)</p> <p>一系統における単一の溢水影響評価においては、溢水原因及び溢水量を下記のように求めた。溢水原因及び溢水量以外の評価条件は、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水条件と同一とした。</p> <p>(2) 溢水の影響評価のために想定する機器の破損等により生じる溢水 (添5-196)</p> <p>①加工施設内で生じる異常状態 (火災を含む) の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水 (添5-197)</p> <p>②溢水評価結果</p> <p>溢水の発生を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水、及び加工施設内で生じる異常状態 (火災を含む) の拡大防止のために設置される系統からの放水、による溢水評価結果を添5リ(ロ)の表4-2 (添5-198) に示す。</p> <p>添5リ(ロ)の表3-1 (添5-192) 及び添5リ(ロ)の表4-2 (添5-198) から分かるように、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水による放水の方が、溢水量が大きいため、一系統における単一の溢水による溢水の影響は包絡されており、防護対象の安全機能への影響は防止される。また、放水及び蒸気の影響が考慮される防護対象は、影響を防止することとしており、一系統における単一の溢水による放水及び蒸気に対して、防護対象の安全機能は維持される。(添5-197)</p>	添5-195 ～198	-	-	-	-	-	評価条件/結果	

【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたものの又はするもの。◇：一時移設又は一時廃止したもの又はするもの。－：対象施設への該当がないもの。

表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する設工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	設工認への対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合申申請)	第5次以降	
第十二条 (誤操作の防止) 関連										
12-1	(C) 誤操作の防止 加工施設における誤操作の防止に係る設計方針を以下に示す。 1) 誤操作の防止に係る措置 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するために以下の措置を講じる。 (a) 運転及び保守における誤操作を防止するために、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を運転員の操作性及び人間工学的観点の理由を考慮して設置するとともに、誤操作を生じないように留意した設計とし、必要に応じて手加減を定める。(P21, 添5-201) (b) 制御室には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置するとともに、表示装置は、運転員の誤操作・誤判断を防止し、加工施設の運転を迅速に把握できるように考慮した設計とする。(P21, 添5-201) (c) 操作器は運転員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーやボタン付きスイッチを設け、色、形状、配置等により容易に識別できる設計とする。(P21, 添5-201) (d) 設計基準事故の発生後、時間的余裕が少くない場合においても、計測制御設備のインターロック等により安全機能を確保できる設計とする。(P21, 添5-201) 2) 操作の容易性に係る措置 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて非常時、緊急時の表示を現場に明示する等、円滑に対応できる措置を講じる。(P21, 添5-201)	P21	添5-201	保安規定による管理	-	-	-	-	-	
12-2	(C) 前御覽には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置するとともに、表示装置は、運転員の誤操作・誤判断を防止し、加工施設の運転を迅速に把握できるように考慮した設計とする。(P21, 添5-201)	P21	添5-201	保安規定による管理	-	-	-	-	-	
12-3	(c) 操作器は運転員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーやボタン付きスイッチを設け、色、形状、配置等により容易に識別できる設計とする。(P21, 添5-201)	P21	添5-201	保安規定による管理	-	-	-	-	-	
12-4	(d) 設計基準事故の発生後、時間的余裕が少くない場合においても、計測制御設備のインターロック等により安全機能を確保できる設計とする。(P21, 添5-201)	P21	添5-201	施設設計	-	-	-	-	○	
12-5	安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて非常時、緊急時の表示を現場に明示する等、円滑に対応できる措置を講じる。(P21, 添5-201)	P21	添5-201	保安規定による管理	-	-	-	-	-	

【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたものの又はするもの、◇：一時検査又は一時検査又は一時検査としたもの又はするもの、－：対象施設への適合性が無いもの。

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工後の対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (今回申請)	第5次以降	
13-1	<p>第十三条 (安全設備加算等) 関連                      (通廊及び階段等を安全避難通路とし、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。(P22)                      (注) 安全避難通路に於ける者                      通廊及び階段等を安全避難通路とし、容易に識別できるように、その位置を誘導灯及び起面の表示等により明確かつ恒久的に表示する。                      (添5-202)</p>	P22	添5-202	施設設計 (一部保安規定による管理)	○	－	－	△	○	
13-2	<p>設計基準事故時に放射線業務従事者が速やかに避難できるように非常用電源設備に接続した非常用照明及び誘導灯を設ける設計とする。(P22)                      緊急設備の種類を表1(添5(1))にて、第1加工棟、第2加工棟、動力棟、第2貯蔵棟、喫煙物貯蔵棟第2棟、廃棄物貯蔵棟第3棟に照明設備1式を設置と記載。(P126)                      設計基準事故時に放射線業務従事者が速やかに避難できるように、非常用電源設備に接続した非常用照明及び誘導灯を設ける。(添5-202)                      一部の非常用照明、誘導灯は外部電源喪失時に自動的に内蔵バッテリーに切り替わる。(添5-207)                      (P22)</p>	P22, 126	添5-202, 207	施設設計	○ △	－	－	△	○	第1次竣工申請の対象である第2加工棟の非常用照明については、第5次以降で適合性確認を行う。
13-3	<p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、非常用照明及び誘導灯とは別に、事故対策のための現場操作が可能となるように、可燃式の照明及び取用の電源を設ける。可燃式の照明に関する設備の仕様例と配備状況について、添5(1)の表1(添5-202)及び表2(添5-202)に示す。(添5-202)</p>	P22	添5-202	保安規定による管理	－	－	－	－	－	





添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工認への対応状況				備考	
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合回申請)		第5次以降
14-5	<p>(d) 安全機能を有する施設は、焼結炉の可燃性ガスの爆発に伴う飛来物によって、安全機能を損なわない設計とする。(P29)</p> <p>上、内部発生飛来物に対する考慮                      (1) 加工施設には、大規模で高速回転するタービンはない。                      (2) 可燃性ガスをを用いる焼結炉は、爆発を発生させない対策を講じている。                      また、万一爆発が発生しても、圧力逃し弁により減圧される設計となっている。(添5-203)</p> <p>(d) 安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、安全機能を損なわない設計とする。(P29)</p> <p>(3) 天井クレーンとして、第2種管理区域内には、燃料集合体等を搬送するクレーンが設置されているが、クレーンは、搬送するための動力の供給が停止した場合でも搬送物を保持できる設計とする。                      (4) 天井クレーンは、脱輪を防止するガイドを取り付けることにより地震時における落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。(添5-203)</p> <p>(7) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類                      (a) 上記設備以外に、第1加工棟に濃縮度測定装置及びX-レントン燃料体内圧力測定装置を設ける。                      (b) 主要な実験設備の種類                      第1加工棟及び第2加工棟には、核燃料加工実験設備を1式設置する。(P126)</p> <p>(1) その他の主要な設備                      設備の種類 個数                      高圧ガス貯蔵罐 2                      本蒸ガス貯蔵罐 1                      熱交換器 1                      空調設備 1式 (P127)</p>	P29	添5-203	施設設計	-	-	-	-	○	
14-6	<p>(d) 安全機能を有する施設は、焼結炉の可燃性ガスの爆発に伴う飛来物によって、安全機能を損なわない設計とする。(P29)</p> <p>上、内部発生飛来物に対する考慮                      (1) 加工施設には、大規模で高速回転するタービンはない。                      (2) 可燃性ガスをを用いる焼結炉は、爆発を発生させない対策を講じている。                      また、万一爆発が発生しても、圧力逃し弁により減圧される設計となっている。(添5-203)</p> <p>(d) 安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、安全機能を損なわない設計とする。(P29)</p> <p>(3) 天井クレーンとして、第2種管理区域内には、燃料集合体等を搬送するクレーンが設置されているが、クレーンは、搬送するための動力の供給が停止した場合でも搬送物を保持できる設計とする。                      (4) 天井クレーンは、脱輪を防止するガイドを取り付けることにより地震時における落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。(添5-203)</p> <p>(7) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類                      (a) 上記設備以外に、第1加工棟に濃縮度測定装置及びX-レントン燃料体内圧力測定装置を設ける。                      (b) 主要な実験設備の種類                      第1加工棟及び第2加工棟には、核燃料加工実験設備を1式設置する。(P126)</p> <p>(1) その他の主要な設備                      設備の種類 個数                      高圧ガス貯蔵罐 2                      本蒸ガス貯蔵罐 1                      熱交換器 1                      空調設備 1式 (P127)</p>	P29	添5-203	施設設計	-	-	◇	○	○	
14-7	<p>(d) 安全機能を有する施設は、焼結炉の可燃性ガスの爆発に伴う飛来物によって、安全機能を損なわない設計とする。(P29)</p> <p>上、内部発生飛来物に対する考慮                      (1) 加工施設には、大規模で高速回転するタービンはない。                      (2) 可燃性ガスをを用いる焼結炉は、爆発を発生させない対策を講じている。                      また、万一爆発が発生しても、圧力逃し弁により減圧される設計となっている。(添5-203)</p> <p>(d) 安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、安全機能を損なわない設計とする。(P29)</p> <p>(3) 天井クレーンとして、第2種管理区域内には、燃料集合体等を搬送するクレーンが設置されているが、クレーンは、搬送するための動力の供給が停止した場合でも搬送物を保持できる設計とする。                      (4) 天井クレーンは、脱輪を防止するガイドを取り付けることにより地震時における落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。(添5-203)</p> <p>(7) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類                      (a) 上記設備以外に、第1加工棟に濃縮度測定装置及びX-レントン燃料体内圧力測定装置を設ける。                      (b) 主要な実験設備の種類                      第1加工棟及び第2加工棟には、核燃料加工実験設備を1式設置する。(P126)</p> <p>(1) その他の主要な設備                      設備の種類 個数                      高圧ガス貯蔵罐 2                      本蒸ガス貯蔵罐 1                      熱交換器 1                      空調設備 1式 (P127)</p>	P126, 127	-	保安規定による管理	-	-	-	-	-	
14-8	<p>施設の設計・工事及び検査については、「核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等に基づく濃縮度等を定める告示」                      「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準（現名称：加工施設の技術基準に関する規則）」等の法令に基づくとともに、必要に応じて下記の法令、規程及び基準等に準拠する。</p> <p>建築基本法                      建築物の耐震改修の促進に関する法律                      電気事業法                      高圧ガス保安法                      公有防止関係法令                      労働安全衛生法                      消防法                      工場立地法                      日本工業規格（現名称：日本工業規格）（JIS）                      日本電機工業会標準規格（JEM）                      電気設備技術基準（経済産業省令）                      鋼構造設計規程（現名称：鋼構造設計規程・同解説（日本建築学会））                      鉄筋コンクリート構造設計規程・同解説（日本建築学会）                      建築設備調度設計・施工指針（日本建築学会）（添5-211）                      建築工事標準仕組書（日本建築学会）（添5-211）</p>	-	添5-211	その他説明事項	-	-	-	-	-	

【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：「水回設備の取組で適合性を確認する」としたものの又はするもの。◇：一時移設又は一時撤去としたもの又はするもの。－：対象施設への該当がないもの。－：対象施設への該当がないもの。

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工後の対応状況					備考	
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	第5次以降		
第十五条 (設計基準等事故の防止) 関連	イ. 地震を含む自然現象 加工施設内の建物及び設備は、地震を含む自然現象、火災、浸水等によって災害が生じないように、十分安全側に設計する。また、加工施設の主要な設備及び機器は、誤操作及び故障による事故の発生を防止するように安全設計を行う。このため、加工施設の運転にあたっては、保安規定及び手順書を定め、安全管理組織の下に、放射線業務従事者に必要な教育及び訓練を行い、事故の発生を防止するとともに、万一の事故に対処できるようにする。 設計基準等事故個体にあたっては、核燃料物質が存在する加工施設内の各工程に、機器等の故障、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作によって放射線物質が外部に放出する可能性のある事故（内因事故）を想定し、その発生の可能性との関係上の関係において、各種の安全設計の妥当性を確認するとともに、観測点から設計基準等事故を発生し、敷地周辺の公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認する。なお、地震を含む自然現象及び外部からの衝撃については、大きな事故の誘因とならないことを確認し、評価の対象外とする。(P152, 添付1)	P152	添付1	基本的考え方	○	○	○	○	○		
15-1	(1) 設計基準等事故の防止方法：添付1(添付2) (2) 評価対象設備 核燃料物質等を取り扱う設備又は貯蔵する設備とする。 (3) 異常事態の抽出と進展の評価 1) 分析手法 FMEA法を参考として評価する。 2) 構成機器の抽出 設備・機器を複層の階層に分類して、評価を行う。 3) 起因事象と進展の評価 次の4つに分類し、それぞれに応じた事象の相定を行う。 (4) 用役事象：設備・機器に使用する電気・水・空気等の異常 (5) 制御事象：センサー、計器類、製品の制御異常 (6) 機能的故障：機器の故障、故障 (7) 誤操作：放射線業務従事者の勘違い等による操作ミス この場合、個々の事象に起因して必然的に起こる多重故障も考慮する。また、事象の進展においては、他の安全機能（人的管理を含む）により、それ以上の進展があるかどうかを評価する。 4) 評価結果例 本評価の結果、進捗の可能性のある異常事象として、次の事象を特定した。 a) 質量制限の逸脱、b) 形状寸法の逸脱、c) 燃料管理上の燃料距離の逸脱、d) ウラン（粉末状、ペレット状）の落下、e) ウラン粉末のa) 燃料体への落下、b) ペレット（ボート、ペレット）の落下、c) 燃料体（トレイ含む）、燃料体の落下、d) 火災、e) 可燃性ガス（水素）の漏洩、f) 可燃性ガス（水素）貯蔵タンクへの空気の混入、g) 設備からの液体の漏洩、h) 建屋からの密着中ウランの漏洩、i) 3-つの階層（即ち燃料貯蔵、燃料貯蔵、燃料貯蔵）の評価結果：別添7-1(添付1-1)～53 ・本評価の評価結果：別添7-1(添付1-1)～53 (P152, 添付2～4)	P152	添付2～4, 添付7-1～56	評価条件/結果	-	-	-	-	-	-	
15-3	(3) 異常事態に対する発生防止措置 上記(2)の(3)に基づいて抽出した異常事象に対する発生防止措置 a) 質量制限の逸脱 質量管理の制限値は最小質量の1/2未満としており、仮に二重装置を行ったとしても限界である。また、この制限値は、最悪減速条件を前提として定められたものであるため、水が存在しない通常状態では十分な安全裕度を有している。発生防止対策としては、放射線業務従事者により設備に核燃料物質を搬入する場合は、放射線業務従事者が質量制限以下であることを確認する。(添付7-5) b) 形状寸法の逸脱 FICを使用して監視システムに重量を入力して監視することを確認することにより、管理員の誤差を防止している。また、設備の一部から他の部位（それぞれが単一ユニットとして管理）に、核燃料物質を連続的に搬入する場合には、投入先の部位の質量制限値を超えないためのインターロックを設けている。(添付7-5) c) 燃料管理上の燃料距離の逸脱 形状寸法管理の制限値は、最悪減速条件を前提として設定しているため、水が存在しない通常状態では十分な安全裕度を有しており、形状寸法管理の逸脱が発生しても、限界には至らない設計となっている。物理的に核燃料物質を形状寸法制限値以下に閉じ込めるほか、成形体をボートに積載する場合には、形状寸法の逸脱がないことを高きゲートにて確認する。(添付7-5) d) ウラン（粉末状、ペレット状）の落下 ペレットをペレットトレイに積載する場合には、積載装置を工段とすることにより、制限値より十分低く管理する。さらに、燃料体をペレットトレイに積載する場合には、積載装置及び本装置を管理することにより、制限値の逸脱を防止している。(添付7-5)	-	添付7-5	保安規定による管理	-	-	-	-	-	-	
15-4	FICを使用して監視システムに重量を入力して監視することを確認することにより、管理員の誤差を防止している。また、設備の一部から他の部位（それぞれが単一ユニットとして管理）に、核燃料物質を連続的に搬入する場合には、投入先の部位の質量制限値を超えないためのインターロックを設けている。(添付7-5) b) 形状寸法の逸脱 形状寸法管理の制限値は、最悪減速条件を前提として設定しているため、水が存在しない通常状態では十分な安全裕度を有しており、形状寸法管理の逸脱が発生しても、限界には至らない設計となっている。物理的に核燃料物質を形状寸法制限値以下に閉じ込めるほか、成形体をボートに積載する場合には、形状寸法の逸脱がないことを高きゲートにて確認する。(添付7-5) d) ウラン（粉末状、ペレット状）の落下 ペレットをペレットトレイに積載する場合には、積載装置を工段とすることにより、制限値より十分低く管理する。さらに、燃料体をペレットトレイに積載する場合には、積載装置及び本装置を管理することにより、制限値の逸脱を防止している。(添付7-5)	-	添付7-5	施設設計	-	-	-	○	○	○	第4次申請の対応である汎用フード及び粉未後処理装置の質量制限値に係る機能については、第5次申請以降で監視システムを申請した際に適合性確認を行う。
15-5	形状寸法管理の逸脱 形状寸法管理の制限値は、最悪減速条件を前提として設定しているため、水が存在しない通常状態では十分な安全裕度を有しており、形状寸法管理の逸脱が発生しても、限界には至らない設計となっている。物理的に核燃料物質を形状寸法制限値以下に閉じ込めるほか、成形体をボートに積載する場合には、形状寸法の逸脱がないことを高きゲートにて確認する。(添付7-5) d) ウラン（粉末状、ペレット状）の落下 ペレットをペレットトレイに積載する場合には、積載装置を工段とすることにより、制限値より十分低く管理する。さらに、燃料体をペレットトレイに積載する場合には、積載装置及び本装置を管理することにより、制限値の逸脱を防止している。(添付7-5)	-	添付7-5	施設設計	○	○	○	○	○	○	
15-6	形状寸法管理の逸脱 形状寸法管理の制限値は、最悪減速条件を前提として設定しているため、水が存在しない通常状態では十分な安全裕度を有しており、形状寸法管理の逸脱が発生しても、限界には至らない設計となっている。物理的に核燃料物質を形状寸法制限値以下に閉じ込めるほか、成形体をボートに積載する場合には、形状寸法の逸脱がないことを高きゲートにて確認する。(添付7-5) d) ウラン（粉末状、ペレット状）の落下 ペレットをペレットトレイに積載する場合には、積載装置を工段とすることにより、制限値より十分低く管理する。さらに、燃料体をペレットトレイに積載する場合には、積載装置及び本装置を管理することにより、制限値の逸脱を防止している。(添付7-5)	-	添付7-5	保安規定による管理	-	-	-	-	-	-	
15-7	燃料管理上の燃料距離の逸脱 燃料物質を収納した粉末等の容器を搬送設備で搬送する場合には、物理的に距離を担保できるスキップに備えた状態で搬送する。一部、スキップに積載した状態で搬送する場合には、容器の距離を確保するためのインターロックを設ける。また、質量管理を行っている設備と形状寸法管理を行っている設備が物理的に距離を確保できない場合にも、インターロックを設けることにより、距離を確保する。(添付7-5) d) ウラン（粉末状、ペレット状）の落下 粉末等の容器を鉛直方向に搬送するリフト、クレーン等の設備には、発電時に電源が供給されなくなった場合においても、搬送物（粉末状、ペレット状）を安全に保持できる設計としている。また、水平方向の搬送においては、落下の恐れのある箇所については、ストロップを設ける等により、搬送物の落下を防止している。(添付7-5)	-	添付7-5	施設設計	○	-	-	-	○	○	
15-8	燃料管理上の燃料距離の逸脱 燃料物質を収納した粉末等の容器を搬送設備で搬送する場合には、物理的に距離を担保できるスキップに備えた状態で搬送する。一部、スキップに積載した状態で搬送する場合には、容器の距離を確保するためのインターロックを設ける。また、質量管理を行っている設備と形状寸法管理を行っている設備が物理的に距離を確保できない場合にも、インターロックを設けることにより、距離を確保する。(添付7-5) d) ウラン（粉末状、ペレット状）の落下 粉末等の容器を鉛直方向に搬送するリフト、クレーン等の設備には、発電時に電源が供給されなくなった場合においても、搬送物（粉末状、ペレット状）を安全に保持できる設計としている。また、水平方向の搬送においては、落下の恐れのある箇所については、ストロップを設ける等により、搬送物の落下を防止している。(添付7-5)	-	添付7-5	施設設計	○	-	-	-	○	○	





添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況

許可No.	記載内容	記載箇所					備考	
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次		第3次
15-23	<p>(ウ) 設計基準事故評価結果</p> <p>A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 (機軸的破損による閉じ込め機能の不全)                      公衆への影響は約 <math>1.2 \times 10^{-5}</math> mSv となり、5mSv よりも十分小さい値となる。</p> <p>B. 火災による閉じ込め機能の不全 (熱的破損による閉じ込め機能の不全)                      公衆への影響は約 <math>3.5 \times 10^{-5}</math> mSv となり、5mSv よりも十分小さい値となる。</p> <p>C. 爆発による閉じ込め機能の不全 (爆発起因による閉じ込め機能の不全)                      公衆への影響は約 <math>4.4 \times 10^{-4}</math> mSv となり、5mSv よりも十分小さい値となる。</p> <p>D. 非圧縮閉塞による閉じ込め機能の不全                      敷設周辺の公衆の受照線量は、約 <math>3.7 \times 10^{-4}</math> mSv となり、5mSv よりも十分小さい値となる。</p> <p>(エ) まとめ                      設計基準事故評価を行った結果のまとめは、添7 イ表1(添7-16)                      被ばく評価の結果、公衆への著しい被ばくがないことを確認した。                      (P154～157, 添7-12～16)</p>	P154～157	添7-12～16	評価条件/結果	-	-	-	-

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
 【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行ったもの、△：(本回以降の申請で適合性を確認する)としたもの又はしたものの、◇：一時移設又は一時撤去としたもの又はしたものの、－：対象施設への該当がないもの、

許可No.	記載内容		設工認への対応状況				備考	
	本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次		第4次 (合回申請)
16-1	<p>第十六条 (核燃料物質の貯蔵施設) 関連</p> <p>(6) 貯蔵施設                      各工程におけるウランの形態に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵施設を設ける。また、貯蔵施設はウランの貯蔵に際して、漏洩防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を備える設計とする。なお、本加工施設においては、前燃熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。(P22)</p> <p>(9) 貯蔵室に対する考慮                      貯蔵施設は、加工工程中のウラン処理量に対し適切な貯蔵容量を確保し、漏洩防止のための適切な対策を講じる。また、二酸化ウラン粉末、燃料棒、燃料集合体等の貯蔵及び放射性廃棄物の保管施設に起因する輻射が、敷地境界外の人の居住する可能性のある地点において、合理的に達成可能な限り低くなるように、設備及び他の配置等を考慮した設計とする。</p> <p>なお、本施設で取り扱う核燃料物質は前燃熱を考慮する必要がないため、冷却機能を設ける必要はない。(添5-16)</p>	P22	基本的考え方(一部(保安規定による管理))	○	-	-	○	○





添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況  
添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する設工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	設工認への対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合回申請)	第5次以降	
17-4	<p>フレッド、通気からの排気は、排気用送風機により、各種の一次フィルタ系（高性能エアフィルタ1段に加え、プレフィルタ1段で構成する。化学フレッド系には必要に応じて活性炭またはドラパを用いる。）を経て排気ダクトに通り、二次フィルタ系（高性能エアフィルタ1段）を経て、排気に含まれるウラン濃度を低減後、排気中の放射性物質濃度を監視して、排気筒から放出する。</p> <p>第1種管理区域の排気系、排気筒及び排気筒の区分は表(1) (P117) 及び表(4) (P118) に示す。</p> <p>各排気筒からの排気処理する第2次フィルタ系及び排気筒は、排気筒内に第1-1フィルタ室、第1-2フィルタ室、第1-3フィルタ室及び第2フィルタ室に設置する。(P117)</p> <p>第1種管理区域に設置している設備・機器からの排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタでろ過され、排気筒より放出される。排気はプレフィルタ1段及び高性能エアフィルタ1段で構成する一次フィルタ系及び高性能エアフィルタ1段で構成する二次フィルタ系で処理することにより、周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成可能な限り低減する。(添5-15)</p>	P117, 118	添5-15	施設設計	-	-	-	-	○	
17-5	<p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>本設備は、受入槽、過心分離設備、廃液処理補助設備、廃液処理槽、廃油処理設備及び廃棄物保管設備で構成される。(P119)</p> <p>主要な廃棄物処理設備の種類を、表(ロ-1) (P119) 及び表(ロ-2) (P120) に示す。</p>	P119, 120	-	施設設計	-	-	-	○	○	
17-6	<p>第1種管理区域からの排水のうち、核燃料物質によって汚染された可能性のある排水は、直接又は受入槽を経由し、第1種廃棄物処理室又は第2種廃棄物処理室の受入槽へ導く。ただし、分析室等で発生した排水は、必要に応じて廃棄物保管設備にて保管廃棄する。</p> <p>第1種廃棄物処理室に導かれた排水は、第2種廃棄物処理室の受入槽へ送る。第2種廃棄物処理室に導かれた排水は、過心分離設備に送り、過心分離処理後、放射性物質濃度を確認し、廃液処理槽及び処理設備に送る。そして、凝集沈殿処理後、上清み水を廃液処理槽に送り、過心分離処理後、放射性物質濃度が法定濃度以下であることを確認した後、パッチ方式にて排水口から放出する。一方、凝集沈殿処理による沈殿物は、廃液処理補助設備に送り、ろ過し、乾燥を行ったのち、放射性固体廃棄物として処理する。(P119) なお、排水処理系統図を図11に示す。(P120)</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力</p> <p>1) 液体廃棄物の処理能力 第2加工棟：約 22.5 m<sup>3</sup> / 日</p> <p>2) 液体廃棄物の保管能力 第1-4 廃棄物貯蔵場：0.4 m<sup>3</sup></p> <p>(3) 排水口の位置</p> <p>排水口からの排水は、排水管により排水口へ導く。(P120)</p> <p>排水口の位置を添5ハの図1(添5-18)に示す。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物</p> <p>放射性液体廃棄物の処理施設は、これらの施設からの液体の放射性物質の漏えい及び貯池外への管理されない放出を防止する。第1種管理区域からの排水のうち、放射性物質によって汚染される可能性のあるものは第1種廃棄物処理室又は第2種廃棄物処理室に導く。ただし、分析等で発生した廃液は、廃棄物容器に充填し保管廃棄することがある。また、第1種廃棄物処理室へ導いた排水は、第2種廃棄物処理室へ送水できる設計とする。</p> <p>排水は過心分離処理設備及び凝集沈殿処理設備等によって処理する。処理後の排水はパッチ方式によって排出する。(添5-15)</p>	P119, 120, 176	添5-15, 16, 18, 19	施設設計	-	-	-	-	○	
17-7	<p>放射性液体廃棄物の処理設備の構成を表(添5-6表)に示す。系統を添5ハの図2(添5-19)に示す。(添5-16)</p> <p>第1種管理区域で発生する廃液は、第2ウラン回収室第1区画又は第1種廃棄物処理室の廃棄物保管設備にて保管廃棄し、廃却可能な廃液は廃油処理設備で廃却し、廃却後は放射性固体廃棄物として処理する。(P119)</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力</p> <p>第2ウラン回収室第1区画：0.2 m<sup>3</sup></p> <p>第1種廃棄物処理室：1.2 m<sup>3</sup></p> <p>3) 廃油の処理能力：約 1 m<sup>3</sup> / 年 (P120)</p> <p>第1種管理区域で発生し、放射性物質によって汚染されたおそれのある廃液は、廃却可能なものは廃油処理設備で廃却し、廃却後は放射性固体廃棄物として保管廃棄する。このうち、廃却可能なものは廃油処理設備で廃却し、廃却後は放射性固体廃棄物として処理する。(P119)</p>	P119, 120	添5-15, 16	施設設計 (一部保安規定による管理)	-	-	-	○	○	
17-8	<p>放射性液体廃棄物の処理設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置する。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合は、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を取り取り設備に逆流するおそれがないように逆流防止のための止め弁等を設ける。(添5-15)</p>	-	添5-15	施設設計	-	-	-	○	○	

【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：1次回以降の申請で適合性を確認したものとすもの。◇：一時移設又は一時撤去したもの又はすもの。－：対象施設への該当がないもの。

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工後の対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	第5次以降	
17-9	<p>記載内容</p> <p>(1) 構造 本設備は、前処理設備、後処理設備で構成される。前処理設備は、保管廃棄前に解体及び廃棄を行うものであり、第1廃棄物貯蔵場には、高性能エアフィルタ減容装置等を設置し、第1-2機械工作室内には、廃棄物表面の汚染を付着防止するためのエアフィルタ減容装置、第1-3廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場、第1-5廃棄物貯蔵場、第1-6廃棄物貯蔵場、第1-7廃棄物貯蔵場、第1-8廃棄物貯蔵場、第1-9廃棄物貯蔵場、第1-10廃棄物貯蔵場、第1-11廃棄物貯蔵場、第1-12廃棄物貯蔵場、第1-13廃棄物貯蔵場、第1-14廃棄物貯蔵場、第2-2(2階)廃棄物貯蔵場、第2-2(3階)廃棄物貯蔵場及び第3(3階)廃棄物貯蔵場を設け、固体廃棄物の保管容量を行う。(P121)</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 本加工施設では、固体廃棄物の廃棄設備にて保管容量のみであるため、処理能力を必要とする設備はない。</p> <p>(3) 保管容量確認の最大保管能力(2.1.22表のとおり)</p> <p>(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6) (注7) (注8) (注9) (注10) (注11) (注12)</p>	P121~123	-	施設設計(一部保安規定による管理)	○	-	-	-	○	第1次竣工申請の第1-13廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場及び第1-15廃棄物貯蔵場の最大保管容量能力については、保安規定に定めて管理する。
17-10	<p>(1) 構造 本設備は、前処理設備、後処理設備で構成される。前処理設備は、保管廃棄前に解体及び廃棄を行うものであり、第1廃棄物貯蔵場には、高性能エアフィルタ減容装置等を設置し、第1-2機械工作室内には、廃棄物表面の汚染を付着防止するためのエアフィルタ減容装置、第1-3廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場、第1-5廃棄物貯蔵場、第1-6廃棄物貯蔵場、第1-7廃棄物貯蔵場、第1-8廃棄物貯蔵場、第1-9廃棄物貯蔵場、第1-10廃棄物貯蔵場、第1-11廃棄物貯蔵場、第1-12廃棄物貯蔵場、第1-13廃棄物貯蔵場、第1-14廃棄物貯蔵場、第2-2(2階)廃棄物貯蔵場、第2-2(3階)廃棄物貯蔵場及び第3(3階)廃棄物貯蔵場を設け、固体廃棄物の保管容量を行う。(P121)</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 本加工施設では、固体廃棄物の廃棄設備にて保管容量のみであるため、処理能力を必要とする設備はない。</p> <p>(3) 保管容量確認の最大保管能力(2.1.22表のとおり)</p> <p>(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6) (注7) (注8) (注9) (注10) (注11) (注12)</p>	P121, 126	添6-26	施設設計(一部保安規定による管理)	-	-	-	-	○	第1次竣工申請の第1-13廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場及び第1-15廃棄物貯蔵場の最大保管容量能力については、保安規定に定めて管理する。
17-11	<p>(1) 構造 本設備は、前処理設備、後処理設備で構成される。前処理設備は、保管廃棄前に解体及び廃棄を行うものであり、第1廃棄物貯蔵場には、高性能エアフィルタ減容装置等を設置し、第1-2機械工作室内には、廃棄物表面の汚染を付着防止するためのエアフィルタ減容装置、第1-3廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場、第1-5廃棄物貯蔵場、第1-6廃棄物貯蔵場、第1-7廃棄物貯蔵場、第1-8廃棄物貯蔵場、第1-9廃棄物貯蔵場、第1-10廃棄物貯蔵場、第1-11廃棄物貯蔵場、第1-12廃棄物貯蔵場、第1-13廃棄物貯蔵場、第1-14廃棄物貯蔵場、第2-2(2階)廃棄物貯蔵場、第2-2(3階)廃棄物貯蔵場及び第3(3階)廃棄物貯蔵場を設け、固体廃棄物の保管容量を行う。(P121)</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 本加工施設では、固体廃棄物の廃棄設備にて保管容量のみであるため、処理能力を必要とする設備はない。</p> <p>(3) 保管容量確認の最大保管能力(2.1.22表のとおり)</p> <p>(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6) (注7) (注8) (注9) (注10) (注11) (注12)</p>	P121	添6-26	施設設計(一部保安規定による管理)	-	-	-	-	○	第1次竣工申請の第1-13廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場及び第1-15廃棄物貯蔵場の最大保管容量能力については、保安規定に定めて管理する。
17-12	<p>(1) 構造 本設備は、前処理設備、後処理設備で構成される。前処理設備は、保管廃棄前に解体及び廃棄を行うものであり、第1廃棄物貯蔵場には、高性能エアフィルタ減容装置等を設置し、第1-2機械工作室内には、廃棄物表面の汚染を付着防止するためのエアフィルタ減容装置、第1-3廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場、第1-5廃棄物貯蔵場、第1-6廃棄物貯蔵場、第1-7廃棄物貯蔵場、第1-8廃棄物貯蔵場、第1-9廃棄物貯蔵場、第1-10廃棄物貯蔵場、第1-11廃棄物貯蔵場、第1-12廃棄物貯蔵場、第1-13廃棄物貯蔵場、第1-14廃棄物貯蔵場、第2-2(2階)廃棄物貯蔵場、第2-2(3階)廃棄物貯蔵場及び第3(3階)廃棄物貯蔵場を設け、固体廃棄物の保管容量を行う。(P121)</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 本加工施設では、固体廃棄物の廃棄設備にて保管容量のみであるため、処理能力を必要とする設備はない。</p> <p>(3) 保管容量確認の最大保管能力(2.1.22表のとおり)</p> <p>(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6) (注7) (注8) (注9) (注10) (注11) (注12)</p>	-	添6-18	保安規定による管理	-	-	-	-	-	第1次竣工申請の第1-13廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場及び第1-15廃棄物貯蔵場の最大保管容量能力については、保安規定に定めて管理する。
17-13	<p>(1) 構造 本設備は、前処理設備、後処理設備で構成される。前処理設備は、保管廃棄前に解体及び廃棄を行うものであり、第1廃棄物貯蔵場には、高性能エアフィルタ減容装置等を設置し、第1-2機械工作室内には、廃棄物表面の汚染を付着防止するためのエアフィルタ減容装置、第1-3廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場、第1-5廃棄物貯蔵場、第1-6廃棄物貯蔵場、第1-7廃棄物貯蔵場、第1-8廃棄物貯蔵場、第1-9廃棄物貯蔵場、第1-10廃棄物貯蔵場、第1-11廃棄物貯蔵場、第1-12廃棄物貯蔵場、第1-13廃棄物貯蔵場、第1-14廃棄物貯蔵場、第2-2(2階)廃棄物貯蔵場、第2-2(3階)廃棄物貯蔵場及び第3(3階)廃棄物貯蔵場を設け、固体廃棄物の保管容量を行う。(P121)</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 本加工施設では、固体廃棄物の廃棄設備にて保管容量のみであるため、処理能力を必要とする設備はない。</p> <p>(3) 保管容量確認の最大保管能力(2.1.22表のとおり)</p> <p>(注1) (注2) (注3) (注4) (注5) (注6) (注7) (注8) (注9) (注10) (注11) (注12)</p>	-	添6-24	保安規定による管理	-	-	-	-	-	第1次竣工申請の第1-13廃棄物貯蔵場、第1-4廃棄物貯蔵場及び第1-15廃棄物貯蔵場の最大保管容量能力については、保安規定に定めて管理する。







添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工認への対応状況				備考	
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)		第5次以降
18-4	<p>(1) 空気処理施設 (2) 処理する可燃性物質の種類及び最大処理能力 ① 処理する可燃性物質の種類及び形状 処理後 ワランスクラップ ワラン粉末 (P88)</p> <p>(3) 処理する可燃性物質の種類 処理前 ワランスクラップ ワラン粉末 (P88)</p> <p>(4) 成形施設 (5) 処理する可燃性物質の種類及び最大処理能力 施設 可燃性物質の種類 第2加工棟 劣化ワラン 天然ワラン 低濃縮ワラン (濃縮度 5.0%以下)</p> <p>(6) 放射施設 (7) 処理する可燃性物質の種類及び最大処理能力 施設 可燃性物質の種類 第2加工棟 劣化ワラン 天然ワラン 低濃縮ワラン (濃縮度 5.0%以下)</p> <p>(8) 独立施設 (9) 処理する可燃性物質の種類及び最大処理能力 施設 可燃性物質の種類 第2加工棟 劣化ワラン 天然ワラン 低濃縮ワラン (濃縮度 5.0%以下)</p>	P88, 77, 88, 93	添6-1	保安規定による管理(一部準備条件/結果)	-	-	-	-	-	第1次竣工申請の第2加工棟で受け入れる可燃性物質の種類及び最大処理能力並びに受入仕様値については、保安規定に定めて管理する。
18-5	<p>放射線管理施設の種類及び設備 (1) 屋内管理用の施設の種類 放射線管理施設の屋内管理用の設備は、個人管理用の放射線測定設備及び施設管理用の監視設備から構成される。 設備名称 設置場所 個人管理用 第1加工棟 第2加工棟 施設管理用 第1加工棟 第2加工棟 監視設備 監視設備 1式 安全監視盤 ガンマモニタ エアモニタ</p>	P124	-	施設設計(一部保安規定による管理)	-	-	-	-	○	
18-6	<p>(1) 作業区域の管理 (2) 第1種及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ定められた場所から行う。第1種管理区域から退出する場合は、ハンドフットクローズ等であり、また、物品を持ち出す場合は、サーベイヤ等による表面の放射線検査を行い、放射線物質の表面密度が、1線量限度等を定める。放射線物質の表面密度測定装置の10分の1を測るために管理する。 (3) 空気中の放射線物質の濃度は、エアモニタ等により測定し、放射線測定設備により測定し管理する。また、濃度限度以下に達するように管理する。空気中の放射線物質の濃度は、エアモニタ等により測定し、放射線測定設備により測定し管理する。また、必要に応じて、放射線測定装置に生体マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させ、放射線物質の体内摂取を防止する。 (4) 管理区域における外部放射線に曝する線量当量の測定は、TLD等により行う。また、第1種管理区域における放射線物質の管理については、「線量限度等を定める告示」で定める限度以下に管理する。 (5) 管理区域における空間線量、空気中の放射線物質濃度及び床面の放射線物質の表面密度等の必要な情報を第2安全管理室等に表示する。(P148, P86-2)</p>	P148	添6-2	保安規定による管理	-	-	-	-	-	



【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の申請書の記載に對する竣工認への対応状況」を1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況とされたもの又はするもの、◇：一時移設又は一時撤去としたもの又はするもの、－：対象施設への該当がないもの。

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工認への対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	第5次以降	
18-7	<p>内部被ばくを防止するため、従事者は、必要に応じて、放射線物質の体内摂取を防止する防護服を着用するよう作業管理する。(P10)</p> <p>(6) 放射線業務従事者の被ばく管理            (1) 放射線業務従事者の資格            放射線業務従事者は、18歳以上の者で、核燃料物質等の取り扱い等に関する必要な教育等を受け、その結果に基づいて放射線管理部門の長が適当と認めらるる者に限ります。</p> <p>(2) 被ばく管理            放射線業務従事者の被ばくを以下により制限し、「線量限度等を定める告示」に準ずる線量限度以下となるよう管理する。            (a) 外部被ばくによる線量            放射線業務従事者には年間線量(20mSv)等を適用させ、3月ごと(妊娠中である女子については、本人の申出等により加工程度等が異なる)の事実を知ったときから出稼するまでの間ににつき、1月ごとに各個人の外部被ばくによる線量を測定し、線量限度以下に制限する。            (b) 内部被ばくによる線量            放射線業務従事者の空気中の放射線物質の濃度を測定し、3月ごとに作業時間を考慮して算定する。なお、外部被ばくと同様、妊娠中である女子については、本人の申出等により加工工程度等が異なる)の事実を知ったときから出稼するまでの間に、1月ごとに内部被ばくによる線量を測定する。            (3) 医療教育            放射線業務従事者に対して、定期的に必要事項について保安教育を実施する。            (4) 健康診断            放射線業務従事者に、6月以内ごとに1回、定期的に「労働放射線健康診断規則」(厚生労働省令)に定める労働放射線健康診断を実施する。            (5) 保護具            放射線業務従事者が核燃料物質等の取り扱い作業に従事するときは、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急避難保護具を備えつける。            (6) 取扱            加工工程等における放射線の管理に関する事項            放射線物質及び核燃料物質について存在された物による放射線被ばくの管理の方法            放射線の被ばく管理に当たっては、「核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等が、本加工施設に起因する放射線被ばくから十分に防護されるよう放射線防護策を講じる。(P118)</p>	P10, 148, 149 添6-2, 3	保安規定による管理	-	-	-	-	-		
18-8	<p>核燃料物質の取り扱いに伴う放射線量の増加割合を次式により算出した。  <math display="block">n = M_{max}/M_0 \cdot a_1 (1 + M_{int} (a_2 - 1) / M_{max})</math>           ここで、  <math>n</math>：外部被ばく又は内部被ばくによる実効線量増加割合  <math>M_{max}</math>：最大処理能力  <math>M_0</math>：実効線量の実際の加工量  <math>M_{int}</math>：再生濃縮ウランの加工量  <math>a_1</math>：濃縮度を5%とした場合の実効線量の増加割合  <math>a_2</math>：実効線量実績を得た期間に加工を行ったウランに対する増加割合  <math>n_{再生}</math>：再生濃縮ウランの加工に伴う実効線量の増加割合            以上の結果、増加割合は外部被ばくに対して約5.9倍、内部被ばくに対して約3.4倍増となった。一方、放射線業務従事者の過去の外部被ばくの実績は、4.1mSv/年(平成29年度)から平成24年度の最高値(約10.8mSv/年)であり、内部被ばくについては10.8mSv/年(平成29年度)から平成24年度の実効線量の最高値(約18.7mSv/年)であり、最大処理能力でかつ体積濃縮5%のウランを加工する作業を行った時の実効線量は、外部被ばく及び内部被ばくの増加割合である3.9倍(5.4)を用いると合計で18.7mSv/年となる。本施設は線量限度より十分小さい。したがって、受入仕様の核燃料物質を最大処理能力で取り扱っても放射線業務従事者の実効線量は十分線量限度(10mSv/年、50mSv/年)以下に算定することができる。            なお、労働線量については、作業による影響が同程度で、また、1線の影響は2.38Lの線量に相当するものであり、核燃料物質の受入仕入れ及び再生濃縮ウランの加工により線量が増加することはない。ここで、放射線業務従事者の等価線量の過去の実績(平成20年度から平成24年度の最高値)は、線量限度(150mSv/年)の4/5以下、皮膚については、線量限度(50mSv/年)の1/4以下であり、受入仕様の核燃料物質を最大処理能力で取り扱っても十分線量限度以下に管理できる。次表(添6-7表)に実効線量増加割合の算出条件を示す。(添6-3, 4)</p>	-	添6-3, 4	評価条件結果	-	-	-	-		
18-9	<p>三、まとめ            本加工施設のウラン及び核燃料物質の貯蔵等に起因する周辺監視区域境界における実効線量は、約4.8×10<sup>-3</sup>mSv/年であり、放射性核種物質の放出による周辺監視区域境界における実効線量は6.3×10<sup>-3</sup>mSv/年である。また、放射性核種物質の放出による公衆の実効線量は1.1×10<sup>-3</sup>mSv/年である。これら放射性核種物質の放出による実効線量の合計値は、約2.8×10<sup>-3</sup>mSv/年である。したがって、「線量限度等を定める告示」で定める周辺監視区域境界の線量限度より小さい。なお、個々の核種物質等の放射線量は、ウラン及び核燃料物質の貯蔵等に起因する実効線量と同程度であり、周辺監視区域境界の線量限度(個々の核種物質は150mSv/年、皮膚は50mSv/年)より十分小さい。            本加工施設の建設と施設を共用しており、使用施設に起因する線量を考慮しても詳細の結果は変わらなない。また、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域の公衆の実効線量はウラン及び放射性核種物質の貯蔵等に起因する実効線量が約4.8×10<sup>-3</sup>mSv/年、放射性核種物質の放出による公衆の実効線量が6.3×10<sup>-3</sup>mSv/年である。また、放射性核種物質の放出による公衆の実効線量は1.1×10<sup>-3</sup>mSv/年である。これら放射性核種物質と放射性核種物質の放出による公衆の実効線量の合計値は、約2.8×10<sup>-3</sup>mSv/年である。したがって、敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における公衆の実効線量は十分小さい。(添6-28)</p>	-	添6-28	その他説明事項	-	-	-	-		







【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたものを又とするもの、◇：一時移設又は一時撤去としたものを又とするもの、－：対象施設への該当がないもの。

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に於ける設工設備への対応状況

許可No.	記載内容		記載区分	添付書類	設工設備への対応状況					備考
	本文	記載箇所			第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	第5次以降	
20-1	<p>第二十条 (非常用電源設備) 取置</p> <p>(10) 非常用電源設備</p> <p>外部電源系統の機能喪失に対して、以下に示す設備の安全機能を確保するために十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備として、非常用ガスタービン発電機及び無停電電源装置を設ける設計とする。</p> <p>① 第1種管理区域の排気設備のうち、負圧の維持に必要な排気系統</p> <p>② 放射線監視設備</p> <p>③ 警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯、その他 (焼結炉用冷却水ポンプ及び排水処理系ポンプ用ポンプ等) (P23)</p> <p>ト その他加工設備の附属施設の種類及び設備</p> <p>(イ) 非常用設備の種類</p> <p>設置場所 主要な機器の種類 個数</p> <p>動力棟 無停電電源装置 1</p> <p>屋外 ガスタービン発電機 2 (P125)</p> <p>添5リ(イ)の表1 不法侵入等防止設備概要</p> <p>区分 種類 機器・設備</p> <p>設備等 非常用電源設備 ガスタービン発電機 容量225kVA 1台、375kVA 1台、連続運転可能時間 約72時間</p> <p>設備等 無停電電源装置 1</p> <p>仕組概要</p> <p>連続使用時間 約30分以上 (添5-174)</p> <p>(11) 非常用電源設備に対する考慮</p> <p>外部電源喪失時に、第1種放射線管理区域の負圧の維持に必要な排気設備、放射線監視設備、警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯、焼結炉冷却水ポンプ及び排水処理設備に給電する非常用ガスタービン発電機及び無停電電源装置を設置している。添5リ(イ)の表1に非常用電源設備を示す。(添5-207)</p> <p>表5リ(イ)の表1 非常用電源設備</p> <p>機器 仕組</p> <p>ガスタービン発電機(1号機) 1式 容量225kVA、直流電源装置(始動用着電機設備)、燃料タンク*</p> <p>ガスタービン発電機(2号機) 1式 容量375kVA、直流電源装置(始動用着電機設備)、燃料タンク*</p> <p>無停電電源装置 2式 充電器1台、アルカリ蓄電池86個 (450Ah)</p> <p>*1号機・2号機で共用。(添5-207)</p> <p>(12) 非常用電源設備は、通常時及び設計基準事故時において考慮される環境条件において、安全機能を維持するために必要な容量を有する設計とする。(添5-209)</p> <p>これらから給電される主な負荷設備を添5リ(イ)の表2に示す。(添5-207)</p> <p>そのほかにも、ガスタービン発電機からは防炎扉、動力棟及び安全管理室等に對して、携帯電話等に充電するための非常用のコンセントを含め必要な電源を供給する設計とする。(添5-207)</p> <p>添5リ(イ)の表2 非常用電源設備の負荷設備</p> <p>非常用電源設備 安全機能確保に必要な設備</p> <p>GTG225kVA 非常用照明 約23kW</p> <p>誘導灯 約3kW</p> <p>警報設備 約11kW</p> <p>放射線監視設備 約13kW</p> <p>非常用照明 約26kW</p> <p>誘導灯 約3kW</p> <p>警報設備 約11kW</p> <p>通信連絡設備 約11kW</p> <p>放射線監視設備 約39kW</p> <p>放射線監視設備 約39kW</p> <p>負荷容量</p> <p>非常用照明 約23kW</p> <p>誘導灯 約3kW</p> <p>可燃性ガス検知機構 約11kW</p> <p>給排気設備 約13kW</p> <p>ダストサンプラ、ダストモニタ、エアモニタ</p> <p>モニタリングポスト、安全監視盤</p> <p>非常用照明 約26kW</p> <p>誘導灯 約3kW</p> <p>自動火災報知設備 約11kW</p> <p>放送設備 約11kW</p> <p>給排気設備 約39kW</p> <p>モニタリングポスト、ダストモニタ、エアモニタ、ガンマモニタ、安全監視盤 (添5-208)</p>	P23, 125	添5-174, 207	施設設計	-	-	-	△	○	
20-2	<p>(13) 非常用電源設備は、通常時及び設計基準事故時において考慮される環境条件において、安全機能を維持するために必要な容量を有する設計とする。(添5-209)</p> <p>これらから給電される主な負荷設備を添5リ(イ)の表2に示す。(添5-207)</p> <p>そのほかにも、ガスタービン発電機からは防炎扉、動力棟及び安全管理室等に對して、携帯電話等に充電するための非常用のコンセントを含め必要な電源を供給する設計とする。(添5-207)</p> <p>添5リ(イ)の表2 非常用電源設備の負荷設備</p> <p>非常用電源設備 安全機能確保に必要な設備</p> <p>GTG225kVA 非常用照明 約23kW</p> <p>誘導灯 約3kW</p> <p>警報設備 約11kW</p> <p>放射線監視設備 約13kW</p> <p>非常用照明 約26kW</p> <p>誘導灯 約3kW</p> <p>警報設備 約11kW</p> <p>通信連絡設備 約11kW</p> <p>放射線監視設備 約39kW</p> <p>放射線監視設備 約39kW</p> <p>負荷容量</p> <p>非常用照明 約23kW</p> <p>誘導灯 約3kW</p> <p>可燃性ガス検知機構 約11kW</p> <p>給排気設備 約13kW</p> <p>ダストサンプラ、ダストモニタ、エアモニタ</p> <p>モニタリングポスト、安全監視盤</p> <p>非常用照明 約26kW</p> <p>誘導灯 約3kW</p> <p>自動火災報知設備 約11kW</p> <p>放送設備 約11kW</p> <p>給排気設備 約39kW</p> <p>モニタリングポスト、ダストモニタ、エアモニタ、ガンマモニタ、安全監視盤 (添5-208)</p>	-	添5-203, 207, 208	施設設計	△	-	-	-	○	
20-3	<p>(14) 非常用電源設備は、通常時及び設計基準事故時において考慮される環境条件において、安全機能を維持するために必要な容量を有する設計とする。(添5-209)</p> <p>これらから給電される主な負荷設備を添5リ(イ)の表3に示す。(添5-207)</p> <p>添5リ(イ)の表3 非常用電源設備の負荷設備</p> <p>非常用電源設備 給電設備</p> <p>無停電電源装置 受変電設備、遮断器、警報、非常用照明 (添5-208)</p>	-	添5-203, 207, 208	施設設計	-	-	-	-	○	
20-4	<p>なお、非常用ガスタービン発電機は、停電直後の時間内に電圧が成立する設計とする。(P23)</p> <p>ガスタービン発電機は停電直後で自動起動し、0秒以内に定格回転数に達し、電圧が成立した後給電を開始する。(添5-207)</p> <p>非常用ガスタービン発電機は外部電源喪失時に一週間以上連続して必要な設備に給電する。(添5-207)</p>	P23	添5-207	施設設計	△	-	-	-	○	

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に對する竣工認への対応状況  
 【凡例】○：対象施設への適合確認を行ったもの又は行うもの。△：次回以降の申請で適合性を確認する」としたものを又はするもの。◇：一時移設又は一時撤去としたものを又はするもの。－：対象施設への該当がないもの。

許可No.	記載内容	記載箇所				竣工認への対応状況				備考
		本文	添付書類	記載区分		第1次	第2次	第3次	第4次 (合回申請)	
20-5	また、方が一行為が作動しなかつた場合でも、連絡遮断器を操作することで相互にバックアップが可能な設計としており、2台のうち1台が作動すれば、第1回管理区域の排気設備、放熱線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備及び非常用照明灯といった最低限必要な負荷に対しては給電が可能である。(添5-207) ガスタービン発電機における非常用電源系統図を添5リ(1)の図1に示す。(添5-207) 添5リ(1)の図1-非常用電源系統図 (添5-209)	-	添5-207, 209	施設設計	△	-	-	-	○	
20-6	定期的に試験を行うこと、非常用発電設備の信頼性を確保する。(添5-207)	-	添5-207	保安規定による管理	-	-	-	-	-	

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に準ずる竣工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に準ずる竣工認への対応状況  
 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に準ずる竣工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工認への対応状況				備考	
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合回申請)		第5次以降
21-1	<p>第二十一号(通信連絡設備)関連</p> <p>1) 警報装置                      (a) 加工施設内には、設計基準事故が発生した場合に加工施設の人に発生し迅速の指示を行うための警報装置を設置する。                      (b) 警報装置は、電子音等のブザー鳴動により警報を発する設計とする。(P23)</p> <p>(2) 通信連絡設備                      設計基準事故発生時において、加工施設内の人に対し、迅速の指示等を行うためのガンマモニタ、自動火災報知設備、エアモニタ等の警報装置を備える。(添5-210)</p> <p>2) 通信連絡設備                      (a) 活動の拠点として機能する防災本部等には、設計基準事故が発生した場合に加工施設内の各所の者へ操作、作業又は迅速の指示等の連絡を容易に行うための所内通信連絡設備を設置する。                      (b) 所内通信連絡設備は、異なる方法により連絡ができる設備・機器を備え、多様性を確保した設計とする。(P24)</p> <p>(2) 通信連絡設備                      設置場所、主要な機器の種類、個数の表 (P125)</p> <p>設計基準事故発生時において、加工施設内の人に対して連絡を行う所内通信連絡設備を備える。                      通信連絡設備については、設計基準事故が発生した場合に活動の拠点となる防災本部に設置する。                      所内通信連絡設備は、加工施設内の人に対し迅速の指示ができるよう、多様性を備えた設備を設置する。                      通信連絡設備の一覧を下表に示す。                      通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (添5-210)</p> <p>(c) 防災本部等には、設計基準事故が発生した場合に、加工施設外の必要箇所へ音声等により事故の発生に備える連絡を行い、必要なデータを外部等により伝送するための所外通信連絡設備を設置する。                      (d) 所外通信連絡設備は、地上専用回線等の幅帯等による制約を受けることなく使用するため専用回線を設けるとともに、有線及び無線等の異なる回線を用いることで、通信方式に多様性を確保した設計とする。(P24)</p> <p>(2) 通信連絡設備                      設置場所、主要な機器の種類、個数の表 (P125)</p> <p>設計基準事故発生時において、加工施設外の必要箇所へ通信連絡を行う所外通信連絡設備を備える。                      通信連絡設備については、設計基準事故が発生した場合に活動の拠点となる防災本部に設置する。                      所外通信連絡設備は、地上専用回線等の幅帯等による制約を受けることなく使用できる電話回線、衛星電話、携帯電話等の通信機器を設置することにより、通信方式の多様性を備えた設計とする。                      通信連絡設備の一覧を下表に示す。                      通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (添5-210)</p> <p>(e) 通信連絡設備は非常用電源設備に接続又は本体にバッテリーを内蔵することで、外部電源喪失時にも使用可能な設計とする。(P24)</p> <p>外部電源により動作する通信連絡設備については、非常用所内電源系(無停電電源装置を含む。)に接続またはバッテリーを内蔵し、外部電源を期待できない場合でも動作可能な設計とする。                      通信連絡設備の一覧を下表に示す。                      通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (添5-210)</p>	P23	添5-210	施設設計	△	-	◇	△	○	
21-2	<p>(2) 通信連絡設備                      設置場所、主要な機器の種類、個数の表 (P125)</p> <p>設計基準事故発生時において、加工施設内の人に対して連絡を行う所内通信連絡設備を備える。                      通信連絡設備については、設計基準事故が発生した場合に活動の拠点となる防災本部に設置する。                      所内通信連絡設備は、加工施設内の人に対し迅速の指示ができるよう、多様性を備えた設備を設置する。                      通信連絡設備の一覧を下表に示す。                      通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (添5-210)</p> <p>(c) 防災本部等には、設計基準事故が発生した場合に、加工施設外の必要箇所へ音声等により事故の発生に備える連絡を行い、必要なデータを外部等により伝送するための所外通信連絡設備を設置する。                      (d) 所外通信連絡設備は、地上専用回線等の幅帯等による制約を受けることなく使用するため専用回線を設けるとともに、有線及び無線等の異なる回線を用いることで、通信方式に多様性を確保した設計とする。(P24)</p> <p>(2) 通信連絡設備                      設置場所、主要な機器の種類、個数の表 (P125)</p> <p>設計基準事故発生時において、加工施設外の必要箇所へ通信連絡を行う所外通信連絡設備を備える。                      通信連絡設備については、設計基準事故が発生した場合に活動の拠点となる防災本部に設置する。                      所外通信連絡設備は、地上専用回線等の幅帯等による制約を受けることなく使用できる電話回線、衛星電話、携帯電話等の通信機器を設置することにより、通信方式の多様性を備えた設計とする。                      通信連絡設備の一覧を下表に示す。                      通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (添5-210)</p> <p>(e) 通信連絡設備は非常用電源設備に接続又は本体にバッテリーを内蔵することで、外部電源喪失時にも使用可能な設計とする。(P24)</p> <p>外部電源により動作する通信連絡設備については、非常用所内電源系(無停電電源装置を含む。)に接続またはバッテリーを内蔵し、外部電源を期待できない場合でも動作可能な設計とする。                      通信連絡設備の一覧を下表に示す。                      通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (添5-210)</p>	P24, 125	添5-210	施設設計	△	-	-	△	○	
21-3	<p>(2) 通信連絡設備                      設置場所、主要な機器の種類、個数の表 (P125)</p> <p>設計基準事故発生時において、加工施設外の必要箇所へ通信連絡を行う所外通信連絡設備を備える。                      通信連絡設備については、設計基準事故が発生した場合に活動の拠点となる防災本部に設置する。                      所外通信連絡設備は、地上専用回線等の幅帯等による制約を受けることなく使用できる電話回線、衛星電話、携帯電話等の通信機器を設置することにより、通信方式の多様性を備えた設計とする。                      通信連絡設備の一覧を下表に示す。                      通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (添5-210)</p> <p>(e) 通信連絡設備は非常用電源設備に接続又は本体にバッテリーを内蔵することで、外部電源喪失時にも使用可能な設計とする。(P24)</p> <p>外部電源により動作する通信連絡設備については、非常用所内電源系(無停電電源装置を含む。)に接続またはバッテリーを内蔵し、外部電源を期待できない場合でも動作可能な設計とする。                      通信連絡設備の一覧を下表に示す。                      通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (添5-210)</p>	P24, 125	添5-210	施設設計	△	-	-	-	○	
21-4	<p>(2) 通信連絡設備                      設置場所、主要な機器の種類、個数の表 (P125)</p> <p>設計基準事故発生時において、加工施設外の必要箇所へ通信連絡を行う所外通信連絡設備を備える。                      通信連絡設備については、設計基準事故が発生した場合に活動の拠点となる防災本部に設置する。                      所外通信連絡設備は、地上専用回線等の幅帯等による制約を受けることなく使用できる電話回線、衛星電話、携帯電話等の通信機器を設置することにより、通信方式の多様性を備えた設計とする。                      通信連絡設備の一覧を下表に示す。                      通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (添5-210)</p> <p>(e) 通信連絡設備は非常用電源設備に接続又は本体にバッテリーを内蔵することで、外部電源喪失時にも使用可能な設計とする。(P24)</p> <p>外部電源により動作する通信連絡設備については、非常用所内電源系(無停電電源装置を含む。)に接続またはバッテリーを内蔵し、外部電源を期待できない場合でも動作可能な設計とする。                      通信連絡設備の一覧を下表に示す。                      通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (添5-210)</p>	P24	添5-210	施設設計	△	-	-	-	○	



添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する竣工認への対応状況  
添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する竣工認への対応状況  
添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する竣工認への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工認への対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	第5次以降	
22-1	<p>第二十二条 (重大事故等の防止等) 関連</p> <p>口 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合、設計上定める条件よりも厳しい条件下にて発生する事故であり、燃料油及び燃料油質等を閉じ込める機能の喪失によって、燃料油及び燃料油質を著しく散逸し、重大事故に至るおそれがある事故が発生し、さらには対して具体的なかつ実行可能な対策を講ずる。また、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に備えて、設計上定める条件よりも厳しい条件下にて発生する事故であり、燃料油及び燃料油質等を閉じ込める機能の喪失によって、燃料油及び燃料油質を著しく散逸し、重大事故に至るおそれがある事故が発生し、さらには対して具体的なかつ実行可能な対策を講ずる。</p> <p>なお、本工施設においては、重大事故の発生は想定されない。(P158及び添7-17)</p>	P158	添7-17	基本的考え方	-	-	-	-	-	
22-2	<p>(イ) 基本方針 設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合、設計上定める条件よりも厳しい条件下にて発生する事故であり、燃料油及び燃料油質等を閉じ込める機能の喪失によって、燃料油及び燃料油質を著しく散逸し、重大事故に至るおそれがある事故が発生し、さらには対して具体的なかつ実行可能な対策を講ずる。また、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に備えて、設計上定める条件よりも厳しい条件下にて発生する事故であり、燃料油及び燃料油質等を閉じ込める機能の喪失によって、燃料油及び燃料油質を著しく散逸し、重大事故に至るおそれがある事故が発生し、さらには対して具体的なかつ実行可能な対策を講ずる。</p> <p>なお、本工施設においては、重大事故の発生は想定されない。(P158及び添7-17)</p>	P158, 159	添7-17, 18, 21, 59, 60	その他説明事項	-	-	-	-	-	
22-3	<p>(1) 火災の発生 設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合、設計上定める条件よりも厳しい条件下にて発生する事故であり、燃料油及び燃料油質等を閉じ込める機能の喪失によって、燃料油及び燃料油質を著しく散逸し、重大事故に至るおそれがある事故が発生し、さらには対して具体的なかつ実行可能な対策を講ずる。また、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に備えて、設計上定める条件よりも厳しい条件下にて発生する事故であり、燃料油及び燃料油質等を閉じ込める機能の喪失によって、燃料油及び燃料油質を著しく散逸し、重大事故に至るおそれがある事故が発生し、さらには対して具体的なかつ実行可能な対策を講ずる。</p> <p>なお、本工施設においては、重大事故の発生は想定されない。(P158及び添7-17)</p>	P159, 160	添7-18, 22	施設設計(一部保安規定)による管理	-	-	-	-	○	第1次竣工認申請の第2加工種において、火災時におけるウラン粉末の屋外への漏洩防止措置(監視設備や放射線業務従事者の監視・点検による異常の把握、呼吸保護具を装着した消火活動や外扉への目張り、建物の開口部の目張り、給排水運転の停止及び電源遮断)については、保安規定に定めて管理する。
22-4	<p>火災・爆発に対する安全設計(添付書類添7-18)では、火災影響評価において、建物の健全性は維持される結果となっている。このため、重大事故に至るおそれがある事故の発生は想定されず、火災が第2加工種の全防火区画において同時に発生したとし、厳格な条件下で評価した火災影響評価の等価火災時間を用いて具体的な事故発生確率を設定する。</p> <p>第2加工種の全防火区画における火災同時発生時の火災影響評価における境界領域区画の等価火災時間(別添7-6)は、条件設定の考え方(別添7-4(添7-62))に基づき、自動的に算出される。この結果(人的状況)を期待しない。また、この場合でも、第1種管理区域の境界に機能喪失のおそれがあるという結果となった(別添7-6)である。このため、更に保守的に下記条件を加えた確認を行った。</p> <p>・ 崩壊、スプレッドなどの持ち込み可能な危険物の重さ(別添7-6)において2倍とする。 ・ スプレッドの自重(別添7-6)において2倍とする。</p> <p>このように非常に保守的な条件において、第2次更新及び第2次安全管理計画等の区域で、第1種管理区域境界に設置された際に機能喪失のおそれがあるという結果(別添7-6)となるため、これを重大事故に至るおそれがある事故の具体的な発生確率(別添7-6)の図3(添7-24))、(別添7-6)及び添7-18, 19)</p>	P160	添7-18, 19, 23, 24, 61, 62, 63, 64	その他説明事項	-	-	-	-	-	
22-5	<p>(2) 全交通路遮断の考慮 1) 1)の想定に加え、全交通路遮断を考慮し、以下の対策を実施する。 ① 夜間の全交通路遮断発生時、本車庫が可能な場合でも、可能な限り、以下の対策を実施する。 (P160, 161)及び添7-19)</p>	P160, 161	添7-19	保安規定による管理	-	-	-	-	-	

【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたものを又はするもの、◇：一時後設又は一時撤去としたもの又はするもの、－：対象施設への該当がないもの。

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	竣工後の対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (合同申請)	第5次以降	
22-6	<p>(3) 対策の確実性の評価</p> <p>(1) の具体的な対策は(2)を考慮した対策の確実性についての評価</p> <p>① 体制 重大事故発生対策組織：添7ロ(6)の図4(添7-26) なお、初期消火等の初期活動においては添7ロ(6)の図5(添7-25)に示す自衛消防組織で対応する。 段階としては、初期消火活動隊等による初期対応段階、防護服到着後の消火段階、重大事故発生対策組織の要員集合後の段階となるが、成立時の詳細にあたっては、要員が揃うまでの最も少ない人数(添7ロ(6)の表2(添7-26))を想定する。</p> <p>② 対策の確実性 対策の流れ：添7ロ(6)の図6(添7-27) これらの対策は、(4)事故に対処するために必要な体制等の整備に示す方針で手順書にまとめ、定期的に訓練を実施する。</p> <p>③ アークセーフティ 事故時の活動拠点を第2加工棟内に設置し、資機材を保管する。(添7ロ(6)の図3(添7-24)) 第2加工棟内の水廻り等に備え、必要に応じて資機材を食糧庫にも保管する。(添7ロ(6)の図7(添7-28)) 第2加工棟内の水廻り設備の取組(添7ロ(6)の図8(添7-29))及び第2安全管理計画等の取組へのアクセスルート：別添7ロ(7)添7-65～71)、防火衣を着用することにより、以下により複数のルートから各取組へのアクセスを設定可能である。</p> <p>・階段、廊下、安全通路(廊下には通行の支障となるものを設置しない) ・原動力発電所の内部の火災影響評価シートを基に廊下から火災から十分な距離を持つて通行できる。 ・廊下で消火設備等が設置され、消火工事が行われず、種別ルートの確保は、異物外への影響を考慮して優先順位を設ける。</p> <p>④ 環境 空气中にウラン粉末が飛散する環境下では、内部塵埃を防止する半面マスクを着用する。 同時発生した火災により煙が発生している環境では、呼吸用ポンプ付型防護マスク及び防火衣を着用する。</p> <p>⑤ 時間経過 対応の流れに従った時間経過：添7ロ(6)の図8(添7-29) 対応の流れに従った時間経過：添7ロ(6)の図8(添7-29) 休日、夜間であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により、第2加工棟の全防火区画において火災が同時に発生した場合であっても、重大事故の発生は防止できる。 なお、要員が揃ってからの時間経過：別添7ロ(7)添7-72(添7-19、20)</p>	-	-	-	-	-	-	添7-19, 20, 24, 25 9, 26, 27, 28, 29, 65～71, 72	保安規定による管理	
22-7	<p>(4) 事故に初期対応するために必要な体制等の整備 以下に示す方針に従い、当該事故案に的確かつ迅速に対応するために必要な資機材、手順書をあらかじめ整備し、訓練を行うとともに、人員を確保する等の必要が体制の整備を行う。</p> <p>事故対応のため、事故時に活動の拠点を準備し、非常用通信機器、放射線測定設備、防護用具等、夜間及び雨天条件下等を想定した機器等の資機材を整備、地震等の外力による共通要因で必要な機能が損傷するおそれがないよう、場所、方法及び数量を考慮して保管する。 事故時の活動拠点及び資機材保管場所：添7ロ(6)の表2(添7-36)</p> <p>事故時に活動の拠点を第2加工棟の2階に設置し、資機材を保管する。 第2加工棟の大型機械が発生した場合についても考慮し、予備の活動拠点を第2加工棟から離れた場所(添7ロ(6)の図7(添7-28))に設置する。資機材倉庫は、地震等で損傷しても4階の資機材を取り出し可能にするため、例えば、取手で出庫可能な構造のコンテナを備え、同時に倉庫とつなぐ。第2加工棟と予備の活動拠点を結ぶ資機材倉庫については、上記の考え方で求めた数量の資機材を、保管する方針とする。</p> <p>資機材数量の考え方 A：使用する要員または必要とする数量を定義し、かつ、予備を必要とするもの(第2加工棟と予備の活動拠点を結ぶ資機材倉庫で支那に保管するため、2倍とする) B：使用する要員または必要とする数量を定義するが、他の資機材で代替可能であるため、予備では必要としないもの(第2加工棟と予備の活動拠点を結ぶ資機材倉庫で2重に保管するため、2倍とする) C：要員に付与または設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備では必要としないもの (必要とする数量)を設備</p> <p>空気のウラン粉末が飛散する環境下においては、内部塵埃を防止する半面マスクを着用すること、重大事故の発生防止対策を考慮するが可成である。また、火災による煙の中で出庫し消火活動を行うため呼吸用マスク等の呼吸保護具や防火衣等を整備する。加工棟内の建築物は、大地震時においても、建物に倒壊のおそれはないが、仮に倒壊が落下して土直を齧る場合においても、敷地内の全ての場所にアークセーフティを設ける。(添7ロ(6)の図7(添7-28)) (P161及び添7-30, 31)</p>	P161	添7-30, 31, 28, 34, 35, 36	保安規定による管理						







添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する設工認への対応状況

【凡例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「水回設備の取組で適合性を確認する」としたものを又とするもの、◇：一時移設又は一時撤去としたものを又とするもの、-：対象施設への該当がないもの、

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	設工認への対応状況					備考
					第1次	第2次	第3次	第4次 (今回申請)	第5次以降	
23-1	<p>その他事業許可基準適用以外関連</p> <p>(1) 第1加工棟の化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設を第2加工棟に集約する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学処理施設(変更後)</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(イ)化学処理施設(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P67)</li> <li>成形施設(変更後)</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(ロ)成形施設(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P73~76)</li> <li>被覆施設(変更後)</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(ハ)被覆施設(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P87)</li> <li>組立施設(変更後)</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(ニ)組立施設(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P92)</li> </ul>	P67, P73~76, P87, P92	-	施設設計	-	-	-	-	○	
23-2	<p>(2) 第2加工棟の化学処理施設を乾式回収施設のみとし、湿式回収施設を撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学処理施設(変更後)</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(イ)化学処理施設(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P67)</li> </ul>	P67	-	施設設計	-	-	-	-	○	
23-3	<p>(3) 上記(1)及び(2)に伴い、各施設の設備の撤去及び新設を行い、合わせて不適合となるその他の設備についても撤去を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学処理施設(変更後)</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(イ)化学処理施設(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P67)</li> <li>成形施設(変更後)</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(ロ)成形施設(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P73~76)</li> <li>被覆施設(変更後)</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(ハ)被覆施設(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P87)</li> <li>組立施設(変更後)</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(ニ)組立施設(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P92)</li> </ul>	P67, P73~76, P87, P92	-	施設設計	○	-	-	-	○	
23-4	<p>(4) 上記(3)に伴い、最大処理能力及び最大貯蔵能力を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大処理能力(変更後)</li> <li>化学処理施設</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(イ)化学処理施設(2) 処理する燃焼性物質の種類及び最大処理能力(P68)</li> <li>成形施設</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(ロ)成形施設(2) 処理する燃焼性物質の種類及び最大処理能力(P77)</li> <li>被覆施設</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(ハ)被覆施設(2) 処理する燃焼性物質の種類及び最大処理能力(P88)</li> <li>組立施設</li> <li>加工設備本体の構造及び設備(ニ)組立施設(2) 処理する燃焼性物質の種類及び最大処理能力(P93)</li> <li>最大貯蔵能力(変更後)</li> <li>燃焼性物質の貯蔵施設の構造及び設備(イ)貯蔵する燃焼性物質の種類及び最大貯蔵能力(P105, 106)</li> </ul>	P68, P77, P88, P93, P105, P106	-	保安規定による管理	-	-	-	-	-	
23-5	<p>(5) 上記(3)に伴い、第1加工棟の気体燃焼炉の排気系及び処理能力を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気体燃焼炉の燃焼系設備(イ)構造、(ロ)廃棄物の処理能力(P117, 118)</li> </ul>	P117, 118	-	施設設計	-	-	-	-	○	
23-6	<p>(6) 上記(3)に伴い、発生する放射性廃棄物に対するため、第1加工棟に廃油保管場を新設し、保管能力を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物の貯蔵設備(イ)構造、(ロ)廃棄物の処理能力(P119, 120)</li> </ul>	P119, 120	-	施設設計	-	-	-	-	○	
23-7	<p>(7) 上記(3)に伴い発生する放射性廃棄物に対するため、廃棄物貯蔵場を一部拡張及び新設し、保管容量能力を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物の貯蔵設備(イ)構造、(ロ)保管容量能力(P121~123)</li> </ul>	P121~123	-	施設設計	○	-	-	-	-	
23-8	<p>(8) 上記(4)に当たって、第1加工棟のワゴン取組車を3両以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その加工設備の附属施設の構造及び設備</li> <li>その他主要な事項</li> <li>燃焼性物質の取組</li> <li>第1~1分排系(第1化学分排系、第1物理分排系、第1分水分排系及び第1~1全相抽排系)、第1~2分排系、第1~3分排系を含む。第1加工棟におけるワゴンの取組車の台数を3両以下とする。</li> </ul>	P127	-	保安規定による管理	-	-	-	-	-	
23-9	<p>(9) 監視設備の一つであるモニタリングポストは、非常用電源設備に接続することで、外部電源喪失時から電源復旧までの期間を担保できる設計とし、伝送系は有線及び無線の伝送機能を併せ持つ設計とする。(P23)</p> <p>2. 施設周回における監視有線</p> <p>また、モニタリングポストの伝送系は、多線性を有する設計とし、多線性を有する設計とし、有線及び無線によりデータを送受信する設計とする。(添5-206)</p>	P23	添5-16, 001	施設設計 (一部保安規定による管理)	-	-	-	-	○	
23-10	<p>(4) モニタリングポスト</p> <p>また、モニタリングポストの伝送系は、多線性を有する設計とし、有線及び無線によりデータを送受信する設計とする。(添5-206)</p> <p>その他加工設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(イ) その他の主要な事項</p> <p>(ロ) 防災本部</p> <p>防災本部は第2加工棟に設置し、設計基準事故が発生した場合において、所内の人へ操作、作業又は避難に必要な指示を行うとともに、所外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡するための活動拠点として機能する。また、重大事故に至るおそれがある事故や、第2加工棟の大規模損壊が発生した場合を考慮し、千個の活動拠点を第2加工棟から離れた場所に設置する。(P127)</p>	P127	-	施設設計 (一部保安規定による管理)	-	-	-	-	○	

添1別表) 新規補基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧  
(本計画については、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>1)</sup>		設工認における施設名		施設管理番号 <sup>2)</sup>	変更区分 <sup>3)</sup>	設工認申請状況						
		本体	付属設備・その他構成機器	本体	付属設備・その他構成機器			第1次	第2次	第3次	第4次	第5次(予定)	第6次(予定)	第7次(予定)
(建物)	第1加工棟	A搬送装置	第1加工棟(第1期、第2期A、第2期B)	110	改造	100	改造							
								1式						
(建物)	第2加工棟	B搬送装置	第2加工棟(本体)	120	改造	130	改造							
								1式						
(建物)	第2加工棟	C搬送装置	第2加工棟(第1期、第2期)	130	改造	200	改造							
								1式						
(建物)	第2加工棟	D搬送装置	第2加工棟	400	改造	500	改造							
								1式						
(建物)	第2加工棟	D搬送装置	第2加工棟	500	改造	600	改造							
								1式						
(建物)	第2加工棟	D搬送装置	第2加工棟	700	改造	2001	改造							
								1式						
成型施設	第2加工棟	受入装置	受入装置	2002	(変更なし)	2003(1)、2003(2)	(変更なし)							
								2						
第2-3階酸化ウラン取扱室	第2加工棟	添加装置	添加装置	1	改造	2004	改造							
								1						
第2-3階酸化ウラン取扱室	第2加工棟	混合装置	混合装置	2	改造	2005	改造							
								3						
第2-3階酸化ウラン取扱室	第2加工棟	粉末投下装置	粉末投下装置(正帯・微粒装置用)	2	改造	2007(1)、2007(2)	(変更なし)							
								2						
第2加工棟	第2加工棟	粉末輸送装置(細用)ボルト	粉末輸送装置(細用)ボルト	1	改造	2011	改造							
								1式						
第2加工棟	第2加工棟	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1	改造	2011A	改造							
								1式						
第2加工棟	第2加工棟	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1	改造	2011A2	改造							
								1式						
第2加工棟	第2加工棟	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1	改造	2011A3	改造							
								1式						
第2加工棟	第2加工棟	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1	改造	2011A1	改造							
								1式						
第2加工棟	第2加工棟	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	2	改造、新設	2012(1)、2012(2)	改造、新設							
								11(計)						
第2-3階酸化ウラン取扱室A	第2加工棟	粉末借用台車	粉末借用台車	1	(変更なし)	1006(1)-1006(11)	(変更なし)							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	リフト	リフト	2	(変更なし)	2021	(変更なし)							
								2						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	コンベヤ	コンベヤ	1	(変更なし)	2021A(1)、2021A(2)	(変更なし)							
								2						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	リフト	リフト	1	(変更なし)	2022	(変更なし)							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	コンベヤ	コンベヤ	1	(変更なし)	2022A(1)-2022A(4)	(変更なし)							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	リフト	リフト	1	(変更なし)	2023	(変更なし)							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	コンベヤ	コンベヤ	4	(変更なし)	2023A(1)-2023A(11)	(変更なし)							
								11(計)						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	受入装置	受入装置	1	新設	2101	新設							
								2						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	混合装置	混合装置	1	新設	2102(1)、2102(2)	新設							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	粉砕装置	粉砕装置	1	新設	2103	新設							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	リフト	リフト	1	新設	2104	新設							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	混合装置	混合装置	2	新設	2105(1)、2105(2)	新設							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	汎用フード	汎用フード	1	新設	2106	新設							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	試験用ベレットプレス	試験用ベレットプレス	1	新設	2107	新設							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	11(計)	(変更なし)	1006(1)-1006(11)	(変更なし)							
								11(計)						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	粉末借用台車	粉末借用台車	1	新設	2201	新設							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	リフト	リフト	1	改造	2202	改造							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	混合装置	混合装置	1	改造	2203	(変更なし)							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	汎用フード	汎用フード	1	(変更なし)	2204	(変更なし)							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	粉末投下装置	粉末投下装置	3	(変更なし)	2205(1)-2205(3)	(変更なし)							
								3						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1	改造	2206	改造							
								1式						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	昇降式コンベヤ	昇降式コンベヤ	1	改造	2206A1	改造							
								1式						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	トランバース	トランバース	1	改造	2206A2	改造							
								1式						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	3	(変更なし)	2207(1)-2207(3)	改造							
								3						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	粉末借用台車	粉末借用台車	11(計)	(変更なし)	1006(1)-1006(11)	(変更なし)							
								11(計)						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	ベレットプレス	ベレットプレス	3	(変更なし)	2301(1)-2301(3)	新設							
								3						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	試験用ベレットプレス	試験用ベレットプレス	1	(変更なし)	2302	(変更なし)							
								1						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	ベレット取出口装置	ベレット取出口装置	3	(変更なし)	2303(1)-2303(3)	(変更なし)							
								3						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	コンベヤ	コンベヤ	2	(変更なし)	2304(1)、2304(2)	(変更なし)							
								2						
第2加工棟	第2-3階酸化ウラン取扱室A	汎用フード	汎用フード	11(計)	(変更なし)	1006(1)-1006(11)	(変更なし)							
								11(計)						



添1別表1 新規調基等への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧  
(本計画については、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>1)</sup>		設工認における施設名		員数	施設管理番号 <sup>2)</sup>	変更区分 <sup>3)</sup>	設工認申請状況							
		本体	附属設備・その他構成機器	本体	附属設備・その他構成機器				第1次	第2次	第3次	第4次	第5次(予定)	第6次(予定)	第7次(予定)	
成型施設	第2加工棟 第2号室	焼結炉	焼結炉	酸素ガス中の酸素濃度検出機	酸素ガス中の酸素濃度検出機	3	2401(1)-2401(3)	改造								
				水素ガス燃焼機構	水素ガス燃焼機構	3	2401(1)A1-2401(3)A1	改造								
				過加熱防止機構	過加熱防止機構	6	2401(1)A2(1), 2401(1)A2(2), 2401(2)A2(1), 2401(2)A2(2), 2401(3)A2(1), 2401(3)A2(2)	(変更なし)								
				冷却水圧力低下警報	冷却水圧力低下警報	3	2401(1)A3-2401(3)A3	(変更なし)								
				可燃性ガス濃度検出機	可燃性ガス濃度検出機	1式	2401A5	(変更なし)								
				圧力逃し機構	圧力逃し機構	6	2401(1)A6(1), 2401(1)A6(2), 2401(2)A6(1), 2401(2)A6(2), 2401(3)A6(1), 2401(3)A6(2)	(変更なし)								
						1	2401A7	改造								
						1式	2402	(変更なし)								
						1式	2403	改造								
						1式	2403A1	(変更なし)								
被覆施設	第2加工棟 第2装填室	研削装置	研削装置	ホート移動装置	ホート移動装置	3	2501(1)-2501(3)	(変更なし)								
				ベルト駆動装置	ベルト駆動装置 <sup>4)</sup>	3	2501(1)A1-2501(3)A1	(変更なし)								
				研削用集塵装置	研削用集塵装置(A)	3	2502(1)-2502(3)	(変更なし)								
				研削用集塵装置	研削用集塵装置(B)	1	2504	(変更なし)								
				排気集塵装置	排気集塵装置(C)	3	2505(1)-2505(3)	(変更なし)								
				汎用フード	汎用フード	3	2510(1)-2510(3)	(変更なし)								
				ベルト検査装置	ベルト検査装置	2	2511(1), 2511(2)	改造								
				ベルト検査台	ベルト検査台	3	2512(1)-2512(3)	(変更なし)								
				ベルトトレイ用カート	ベルトトレイ用カート	2	2513(1), 2513(2)	(変更なし)								
				粉末用台車	粉末用台車	11(計)	1006(1)-1006(11) (既設/新設, 新設台)	(変更なし) 新設								
組立施設	第2加工棟 第2組立室	燃焼コンベヤ	燃焼コンベヤ	燃焼コンベヤ	燃焼コンベヤ	1式	2514	改造								
				チェンリフト	チェンリフト	2	2515(1), 2515(2)	(変更なし)								
				ベルト装填装置	ベルト装填装置	2	3001(1)A1, 3001(2)A1	(変更なし)								
				コンベヤ	コンベヤ	2	3001(1)A2, 3001(2)A2	改造								
				トランスラック搬出入装置	トランスラック搬出入装置	2	3001(1)A3, 3001(2)A3	(変更なし)								
				コンベヤ	コンベヤ	1	3002	(変更なし)								
				コンベヤ	コンベヤ	2	3003(1), 3003(2)	(変更なし)								
				燃料棒切断機	燃料棒切断機	1	3003(1)A1, 3003(2)A1	(変更なし)								
				燃焼コンベヤII	燃焼コンベヤII	1	3004	(変更なし)								
				チェンリフトII	チェンリフトII	1式	3005	改造								
被覆施設	第2加工棟 第2組立室	燃焼コンベヤII	燃焼コンベヤII	燃焼コンベヤII	燃焼コンベヤII	2	3006(1), 3006(2)	改造								
				燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	1	3007	改造								
				燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	4	4001(1)-4001(4)	改造								
				燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	2	4002(1), 4002(2)	(変更なし)								
				燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	1式	4003	(変更なし)								
				燃料棒検査台	燃料棒検査台	2	4004(1), 4004(2)	(変更なし)								
				移動式コンベヤ	移動式コンベヤ	1	4004A1	改造								
				燃焼コンベヤII	燃焼コンベヤII	1	4004A2	(変更なし)								
				X線検査装置	X線検査装置	1	4005	新設								
				燃料棒回収装置	燃料棒回収装置	1	4006	(変更なし)								
組立施設	第2加工棟 第2組立室	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	2	4007(1), 4007(2)	改造								
				燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	1式	4007A1	(変更なし)								
				燃料棒検査台	燃料棒検査台	1	4008	改造								
				移動式コンベヤ	移動式コンベヤ	1	4008	改造								
				燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	3	4009(1)-4009(3)	(変更なし)								
				燃料棒検査装置	燃料棒検査装置	1	4010	(変更なし)								
				荷造梱包用装置	荷造梱包用装置	1式	4010A1	(変更なし)								
				移動機	移動機	1	4010A2	(変更なし)								
				コンベヤ	コンベヤ	1式	4010A3	改造								
				燃料棒搬送機	燃料棒搬送機	2	4010A4	(変更なし)								
被覆施設	第2加工棟 第2装填室	燃焼コンベヤ	燃焼コンベヤ	燃焼コンベヤ	燃焼コンベヤ	1式	4012	改造								
				チェンリフト	チェンリフト	2	4011(1), 4011(2)	(変更なし)								
				燃焼コンベヤ	燃焼コンベヤ	1式	4013	(変更なし)								